

第三期 東根市 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月

山形県東根市

目 次

第1章 東根市子ども・子育て支援事業計画の策定について	1
1 計画の背景と目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画に定めなければならない事項	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	7
1 人口の推移	9
2 出生の動向	10
3 世帯の動向	12
4 就業の状況	13
5 地区別の人口・世帯数の推移	14
6 児童の入所状況	16
第3章 第二期計画の検証	25
1 児童数の状況	27
2 幼児教育・保育の量の見込みに対する確保の方策	27
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	29
第4章 施策の展開	35
I 子ども・子育て支援新制度の概要	
1 乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要	37
2 子どものための教育・保育給付認定	38
3 子育てのための施設等利用給付認定	38
4 保育を必要とする事由	38
II 事業量の目標	
1 幼児期の教育・保育の提供区域	39
2 幼児教育・保育の量の見込み	39
3 幼児教育・保育の量の見込みに対する確保の方策	41
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	43
5 放課後子ども総合プランの量の見込みと確保の内容	49
6 教育・保育の一体的提供の推進	50
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	50
第5章 計画の推進に向けて	51
1 推進体制	53
2 計画の点検・評価	53
参考資料（巻末資料）	54

第 1 章



東根市子ども・子育て支援 事業計画の策定について

第1章 東根市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画の背景と目的

我が国におけるこどもとその家庭を取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行により、ライフスタイルや価値観、生活環境に変化が生じ、こどもたちや子育てを行う保護者等のニーズが年々多様化しています。

国においては、保育政策を始め、子育て支援に関する様々な法律や制度を整備し、幼児教育・保育の質・量ともに充実されることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の開始（平成27年度）以降、制度の枠組みが大きく変わり、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために「幼児教育・保育の無償化」が実施（令和元年10月）されたことで、支援は更に拡充されました。

また、長年にわたる課題となっている待機児童の解消に向けては、「待機児童解消加速化プラン」の後継となる「子育て安心プラン」（平成29年6月）や「新子育て安心プラン」（令和2年12月）により、都市部を中心に保育の受け皿整備の実現に繋がってきました。

このような状況を受け、令和6年12月にこども家庭庁は、これからの保育政策については、「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換するとして「保育政策の新たな方向性」を示しました。

本市では、令和2年度から5年間を計画期間とする「第二期東根市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「遊育（ゆういく）」「共育（ともいく）」という市独自の理念のもと、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、「第二期東根市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、「第三期東根市子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

市町村こども計画との関わり

こども家庭庁の設立とともに、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

令和5年12月には「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで個別に推進されてきた、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策等、「こども施策」に関する基本的な施策や重要事項等が一元化されることとなりました。

「こども基本法」では、都道府県は「こども大綱」を勘案して都道府県こども計画を策定するように、また、市町村は「こども大綱」と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定するように、努力義務が課されているため、本計画とは別に、「東根市こども計画（仮称）」の策定に取り組んでいます。

※こども家庭庁では、こども基本法の基本理念を踏まえ、「子ども・子育て支援法」等の固有名詞をはじめ、特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」の使用を推奨しているため、本計画では、単語で用いる「子ども」や「子供」は「こども」と表記します。

2 計画の位置づけ

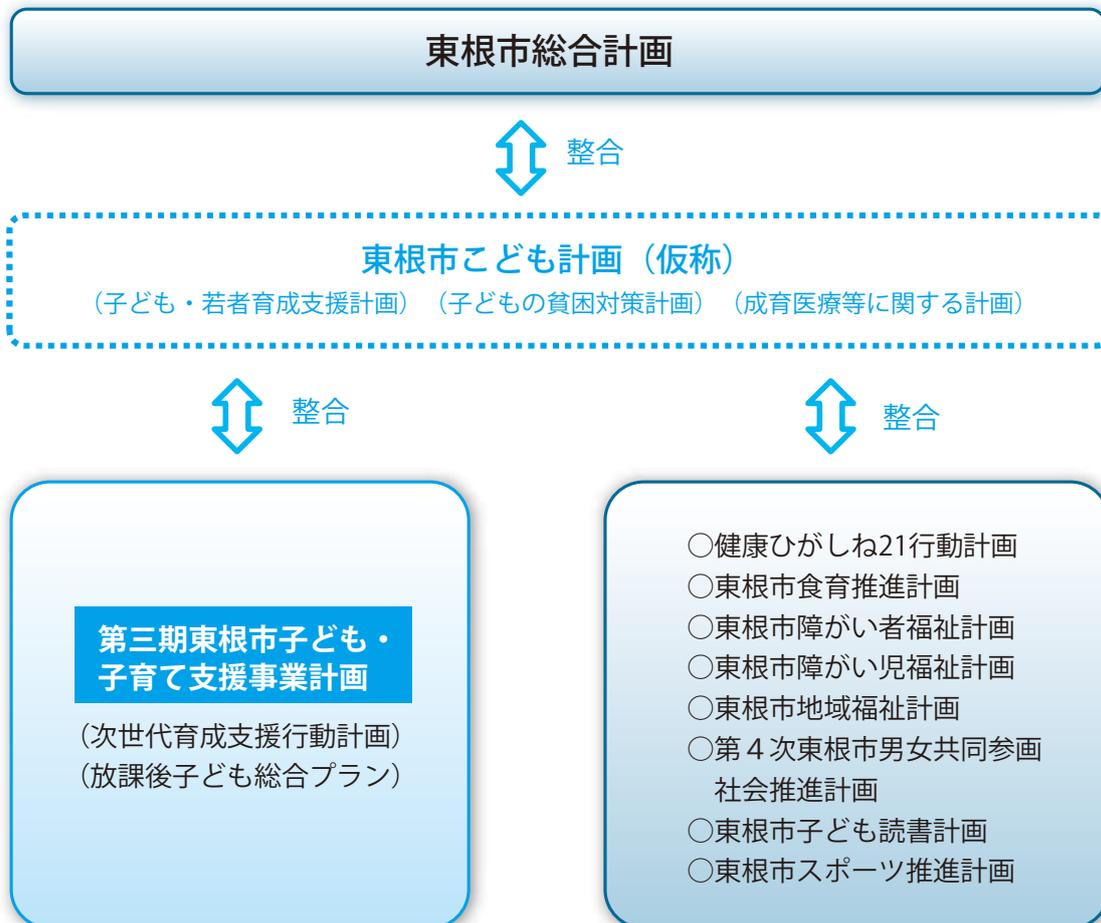
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画ではありませんが、本市では「東根市次世代育成支援行動計画」「東根市母子保健計画」「東根市放課後子ども総合プラン」としての位置付けも持ち合わせた計画としてきました。

今般のこども基本法の施行に伴い、こども施策全般にわたる統一的な指針となる「市町村こども計画」の策定が努力義務とされ、現在、本市では、策定に向けた協議を進めているため、本市の子ども・子育て支援施策に関する全般的な事項は「東根市こども計画（仮称）」に引き継ぐものとし、本計画に定める内容は、原則、子ども・子育て支援法において定めることとされた事項とします。

ただし、子ども・子育て支援事業計画と重なる部分が多く、深く関わりのある「東根市次世代育成支援行動計画」としての位置付けは継続します。

また、子ども・子育て支援法において、本計画に定めることとされた、地域子ども・子育て支援事業の一つである、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と関連する放課後児童対策については、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度を以て終了となりましたが、令和6年度以降も引き続き、放課後児童対策の推進に向けた計画の策定が求められているため、「東根市放課後子ども総合プラン」としての位置付けも継続します。

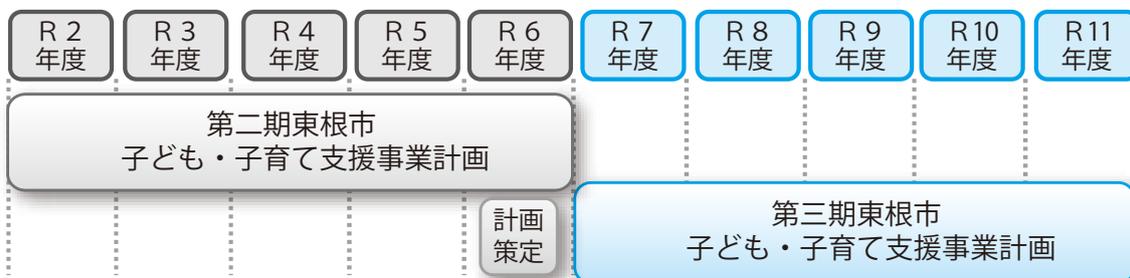
なお、本計画は、第5次東根市総合計画を上位計画とし、今後、策定することとなる「東根市こども計画（仮称）」との整合性を図りながら策定しています。



3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢をはじめ、国や県の施策の動向、計画に定めた内容に関する状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画に定めなければならない事項

子ども・子育て支援法第61条第2項には、次のとおり市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項が掲げられています。

- ① 幼児教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ④ 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第 2 章



こども・子育てを取り巻く現状

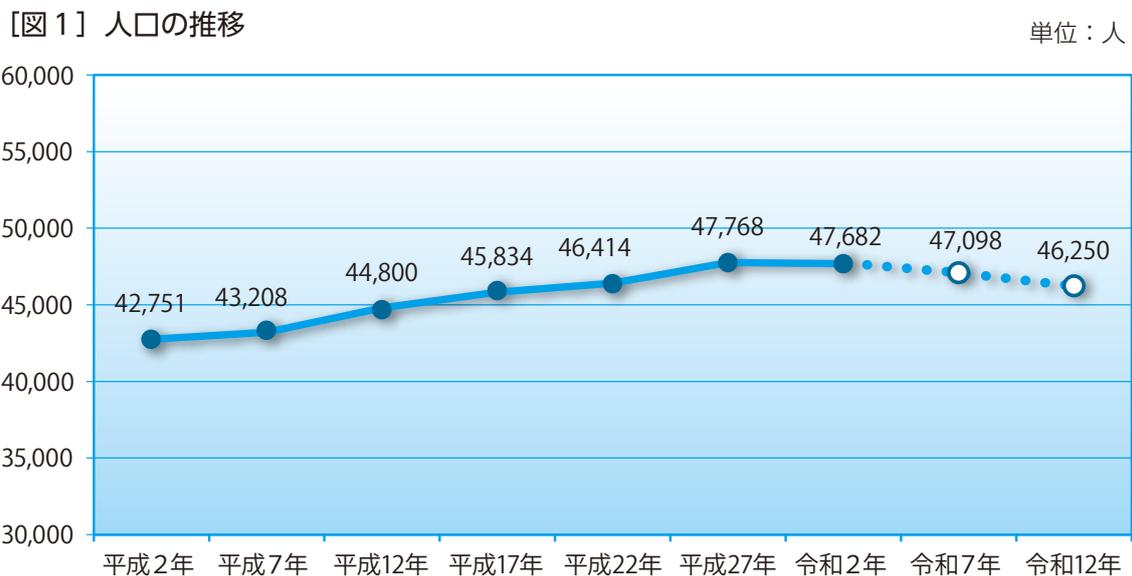
第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移

平成27年までは人口増で推移してきましたが、以降緩やかに減少に転じ、令和7年以降も、人口は微減になると推計されています。

令和2年の国勢調査で県内の状況を見ると、東根市の年少人口の割合は最も高く、老年人口割合は最も低くなっています。県内における本市の少子高齢化の進行は、比較的緩やかとなっています。

一方、人口動態を見ると、自然減を社会増が上回る傾向にあり、本市の人口に対する社会動態の影響が見て取れます。



(資料) 平成2年～令和2年：国勢調査（10月1日現在）
令和7年、12年：国立社会保障・人口問題研究所による推計人口

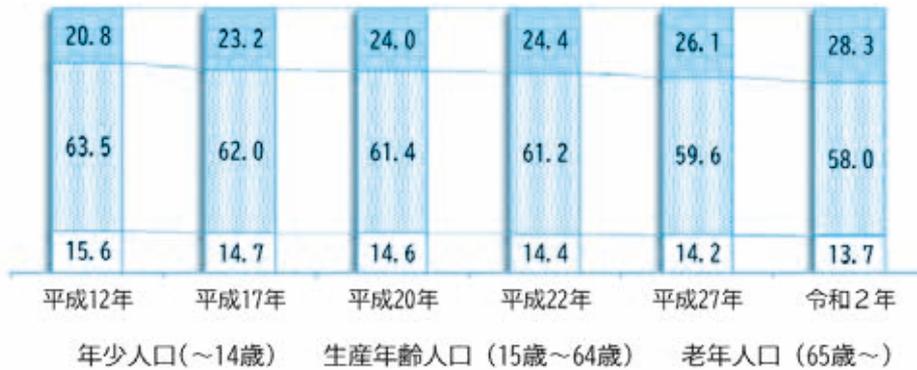
【表1】人口動態 単位：人

年	動態	自然動態			社会動態			人口増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成27年		434	512	△ 78	2,049	1,915	134	56
平成28年		443	534	△ 91	2,074	2,059	15	△ 76
平成29年		412	499	△ 87	2,051	1,871	180	93
平成30年		418	561	△ 143	2,057	1,952	105	△ 38
令和元年		411	579	△ 168	2,263	1,922	341	173
令和2年		405	569	△ 164	2,092	2,131	△ 39	△ 203
令和3年		402	550	△ 148	2,141	1,839	302	154
令和4年		357	601	△ 244	2,163	1,882	281	37
令和5年		347	626	△ 279	1,994	1,789	205	△ 74

(資料) 「山形県の人口と世帯数」

[図2] 年齢別人口の構成比

単位：％



(資料) 平成12年～令和2年：国勢調査(10月1日現在)

参考：県内の年齢別人口の状況(令和2年国勢調査基本集計結果より)

区分		1位	2位	3位	4位	5位	前回1位
年少人口割合	高い	東根市 13.7%	三川町 13.1%	天童市 13.0%	寒河江市 12.6%	高畠町 12.1%	東根市 14.3%
生産年齢人口割合	高い	山形市 58.6%	東根市 58.0%	米沢市 57.8%	天童市 56.8%	新庄市 55.7%	山形市 60.2%
老年人口割合	低い	東根市 28.3%	山形市 29.6%	天童市 30.3%	米沢市 31.2%	寒河江市 32.1%	東根市 26.1%

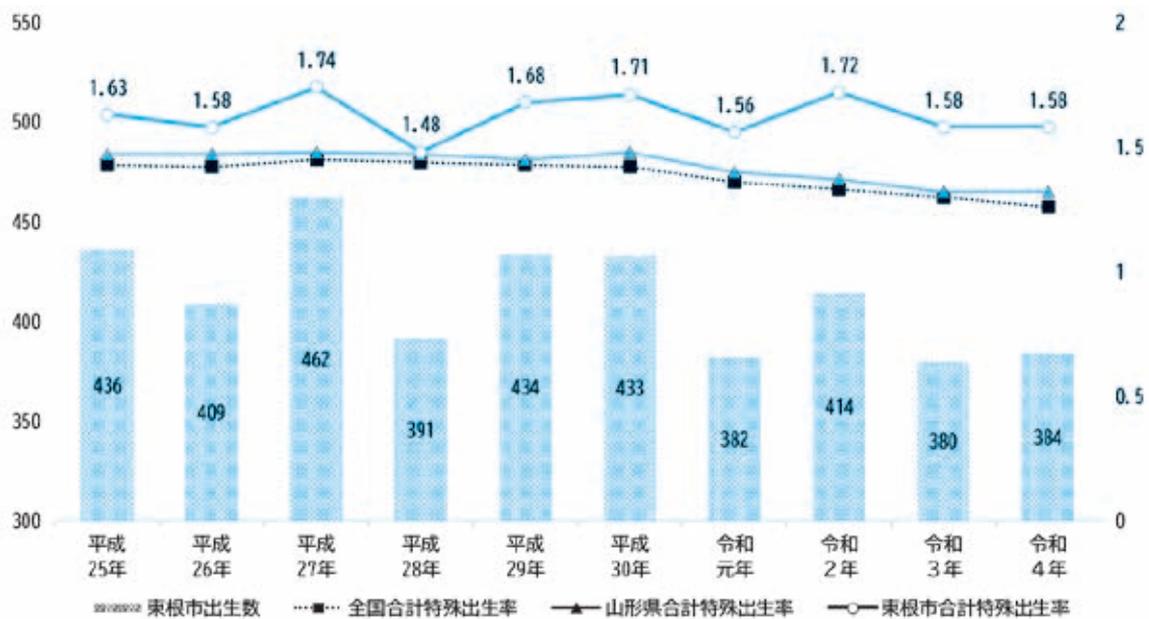
2 出生の動向

(1) 出生数及び合計特殊出生率

東根市では、これまで年間400人を超える出生数で推移してきましたが、減少傾向にあります。合計特殊出生率については、全国・県よりも高い数値で推移しています。

[図3] 出生の動向

単位：人／率



(資料) 山形県健康福祉部保健福祉統計年報

(2) 計画期間における年齢別児童人口推計（小学生以下）

各年度の住民基本台帳の人口（4月1日現在）を基に、コーホート変化率法等により計画期間における年齢別児童数を算出しました。

小学生以下の児童数は、これまで緩やかに減少しており、今後も同様に緩やかに減少していくと見込まれます。

0歳のこどもの数は、出生数の減少に伴い逡減する見込みで、年330人台で推移していくという推計結果となりました。

【表2】年齢別人口の推移と推計（小学生以下）

単位：人

数値 期別 年度 年齢	実績値					推計値				
	第2期計画期間					第3期計画期間				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
0歳	379	387	365	363	333	335	333	331	331	331
1歳	413	387	406	382	351	341	343	341	339	339
2歳	429	407	402	407	368	352	342	344	342	340
3歳	384	440	412	411	411	374	358	348	350	348
4歳	471	389	442	422	412	415	378	362	352	354
5歳	434	475	401	439	424	416	419	382	366	356
6歳	454	435	476	411	445	430	422	425	388	372
7歳	412	458	437	482	420	451	435	427	430	393
8歳	440	419	453	438	495	423	454	438	430	433
9歳	471	442	425	453	439	498	426	457	441	433
10歳	456	470	442	427	460	442	501	428	459	443
11歳	432	456	477	442	422	461	443	502	429	460
計	5,175	5,165	5,138	5,077	4,980	4,938	4,854	4,785	4,657	4,602
再掲										
0～5歳	2,510	2,485	2,428	2,424	2,299	2,233	2,173	2,108	2,080	2,068
6～11歳	2,665	2,680	2,710	2,653	2,681	2,705	2,681	2,677	2,577	2,534

【図4】未就学児の人口推移・推計（0歳～5歳、6歳～11歳の2区分）

単位：人

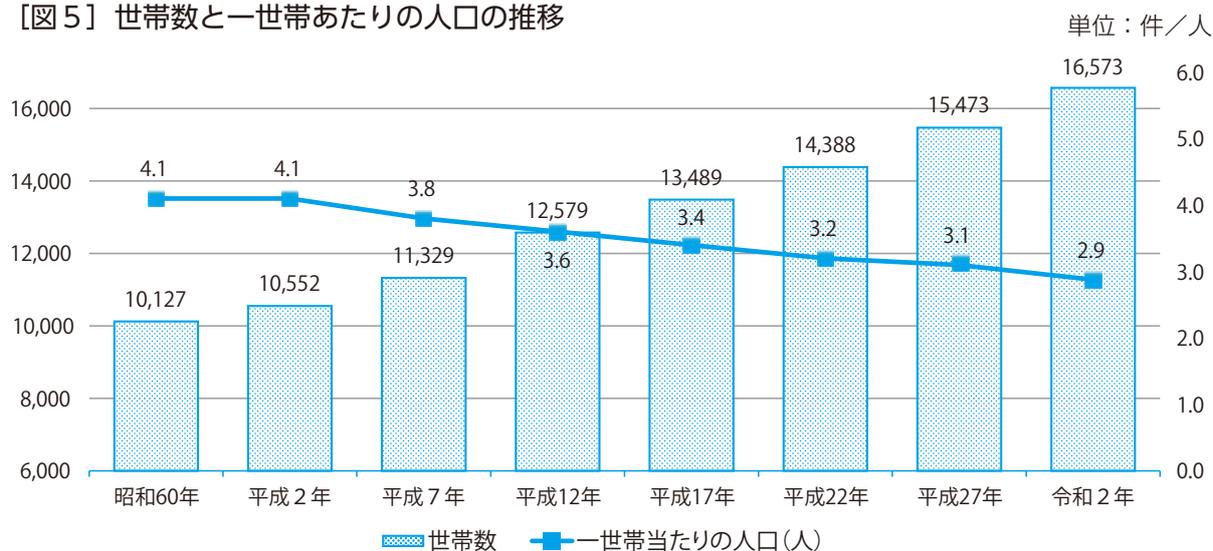


3 世帯の動向

世帯数が増加し、一世帯当たりの人口（世帯員の数）が減少している状況は、今後も続くと見込まれます。令和2年には、一世帯当たりの人口は3人を切っており、核家族及び単身世帯が増加していることがうかがえます。

世帯構成の推移でも、3世代世帯の減少数よりも、核家族世帯の増加数が上回っています。

〔図5〕 世帯数と一世帯あたりの人口の推移



(資料) 国勢調査

〔図6〕 世帯構成の推移



(資料) 国勢調査

4 就業の状況

令和2年の就業率を平成27年と比較すると、男性は1.9ポイント、女性は4.6ポイント上昇しています。

女性の年齢別就業率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」については、平成27年ではこの傾向が見られましたが、令和2年ではこの傾向が緩やかになり、継続して就労する傾向が見られます。

【表3】 就業の状況

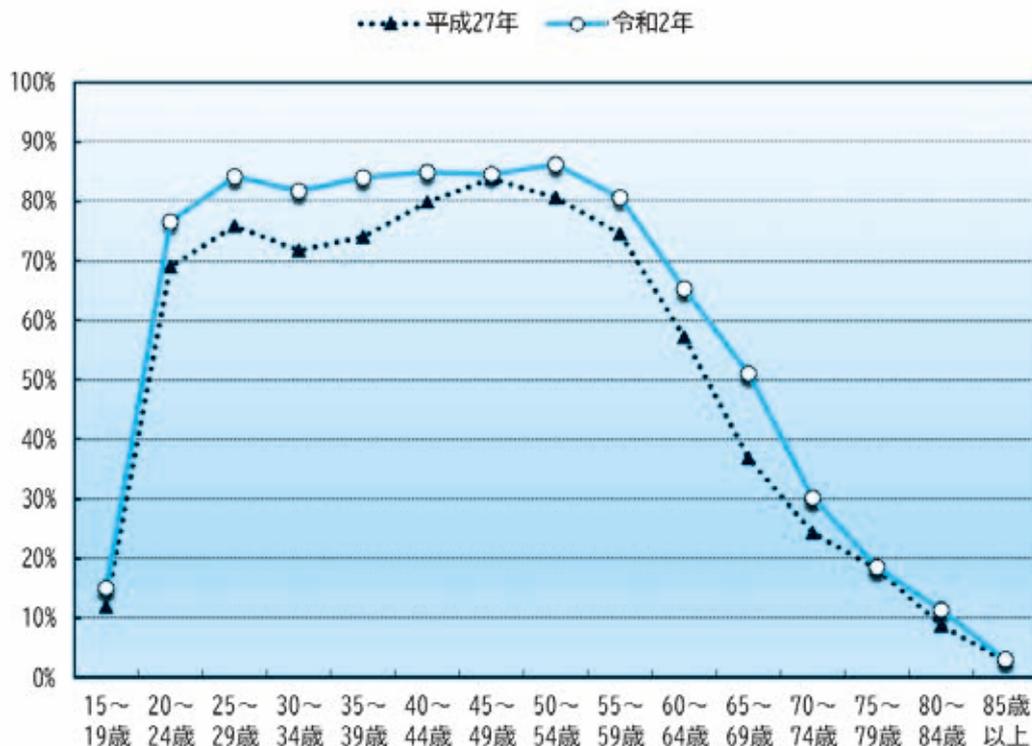
単位：人、率

	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者数	就業率	15歳以上人口	就業者数	就業率
平成27年	20,258	14,583	72.0%	20,694	10,698	51.7%
令和2年	19,936	14,723	73.9%	20,849	11,731	56.3%

【表4 図7】 女性の年齢別就業率の推移

単位：率

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成27年	12.0%	68.9%	75.8%	71.7%	74.0%	79.9%	83.8%	80.6%
令和2年	15.0%	76.5%	84.1%	81.7%	84.0%	84.9%	84.5%	86.2%
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
平成27年	74.5%	57.2%	36.9%	24.3%	18.3%	8.7%	2.7%	
令和2年	80.5%	65.3%	51.0%	30.2%	18.6%	11.4%	3.1%	



(資料) 国勢調査

5 地区別の人口・世帯数の推移

【表5】地区別の人口・世帯数の推移

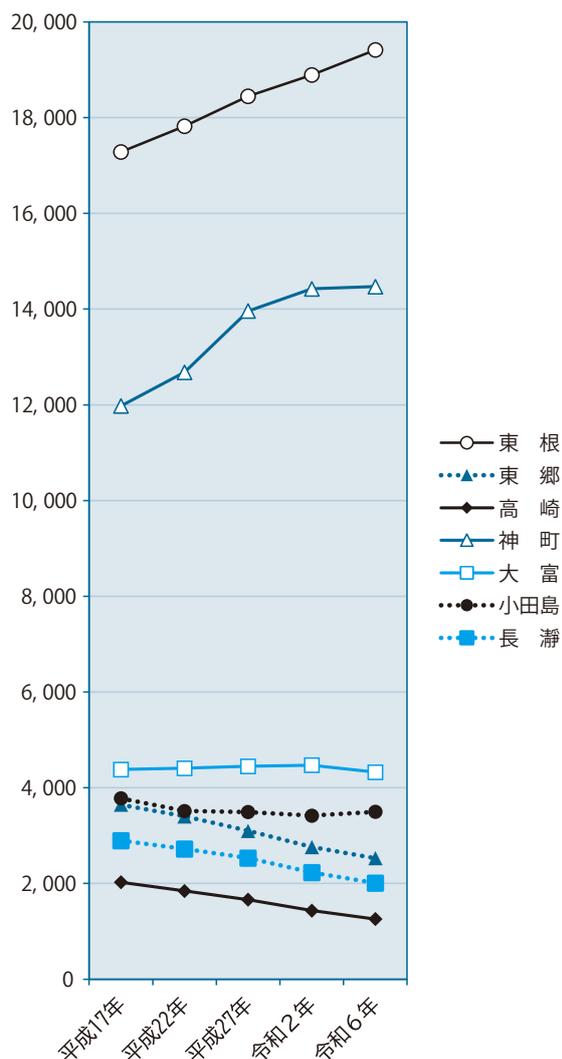
単位：人、世帯

地区	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和6年	
	人口	世帯数								
東根	17,281	5,431	17,819	5,824	18,447	6,485	18,890	7,125	19,415	7,722
東郷	3,646	991	3,404	995	3,100	988	2,763	988	2,529	949
高崎	2,026	537	1,846	529	1,663	512	1,434	485	1,257	472
神町	11,976	4,527	12,681	4,886	13,960	5,465	14,424	5,826	14,469	5,973
大富	4,382	1,218	4,407	1,296	4,449	1,365	4,471	1,540	4,325	1,585
小田島	3,781	986	3,516	994	3,493	1,099	3,419	1,154	3,498	1,237
長瀬	2,896	704	2,720	708	2,531	713	2,229	699	2,010	695
計	45,988	14,394	46,393	15,232	47,643	16,627	47,630	17,817	47,503	18,633

(資料) 住民基本台帳 (3月31日現在)

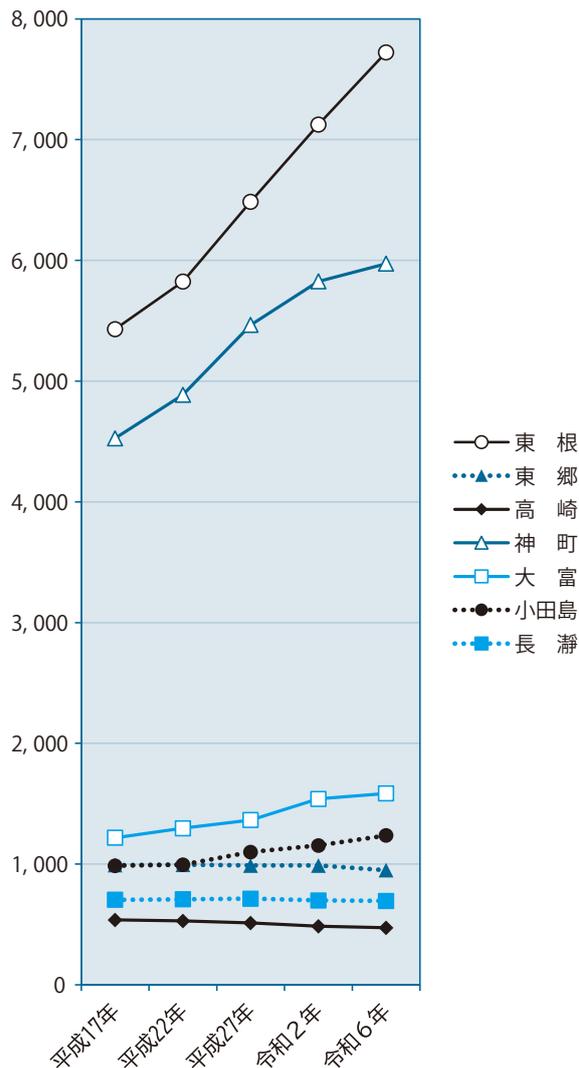
【図8-1】地区別人口の推移

単位：人



【図8-2】地区別世帯数の推移

単位：世帯



地区別人口を長期的に見てみると、中部地域の東根地区、神町地区については増加傾向、西部地域の大富地区、小田島地区は微減及び横ばい傾向、東部地域の東郷地区、高崎地区、西部地域の長瀬地区では減少傾向となっています。

市全体としては、人口増加地域の影響で人口減少は緩やかになっています。

〔表6-1〕地区別人口の推移

		平成27年			⇒	令和6年			増減・率	
		人口	全体に占める割合%			人口	全体に占める割合%		H27~R6(9年間)	
地区									増減(人)	増減率(%)
中部	東根	18,447	38.7	68.0	71.3	19,415	40.9		968	5.2
	神町	13,960	29.3			14,469	30.5		509	3.6
東部	東郷	3,100	6.5	10.0	8.0	2,529	5.3		△ 571	△ 18.4
	高崎	1,663	3.5			1,257	2.6		△ 406	△ 24.4
西部	大富	4,449	9.3	22.0	20.7	4,325	9.1		△ 124	△ 2.8
	小田島	3,493	7.3			3,498	7.4		5	0.1
	長瀬	2,531	5.3			2,010	4.2		△ 521	△ 20.6
計		47,643	100			47,503	100		△ 140	

※各年4月1日現在の住民基本台帳登録者数

年少人口を地区別に見ると、東部地域及び長瀬地区の減少が著しい状況です。

一方、西部地域における小田島地区の年少人口は増加しています。中部地域における年少人口は緩やかに減少していますが、市内の年少人口の78.2%が中部地域に集中しています。

〔表6-2〕地区別の年少人口の推移

		平成27年			⇒	令和6年			増減・率	
		人口	年少人口に占める割合%			人口	年少人口に占める割合%		H27~R6(9年間)	
地区									増減(人)	増減率(%)
中部	東根	2,768	40.6	75.9	78.2	2,645	41.6		△ 123	△ 4.4
	神町	2,405	35.3			2,326	36.6		△ 79	△ 3.3
東部	東郷	269	3.9	5.9	4.0	183	2.9		△ 86	△ 32.0
	高崎	135	2.0			70	1.1		△ 65	△ 48.1
西部	大富	631	9.3	18.1	17.8	530	8.3		△ 101	△ 16.0
	小田島	365	5.4			460	7.2		95	26.0
	長瀬	239	3.5			142	2.2		△ 97	△ 40.6
計		6,812	100			6,356	100		△ 456	

※各年4月1日現在の住民基本台帳登録者数

6 児童の入所状況

(1) 就学前児童の居場所

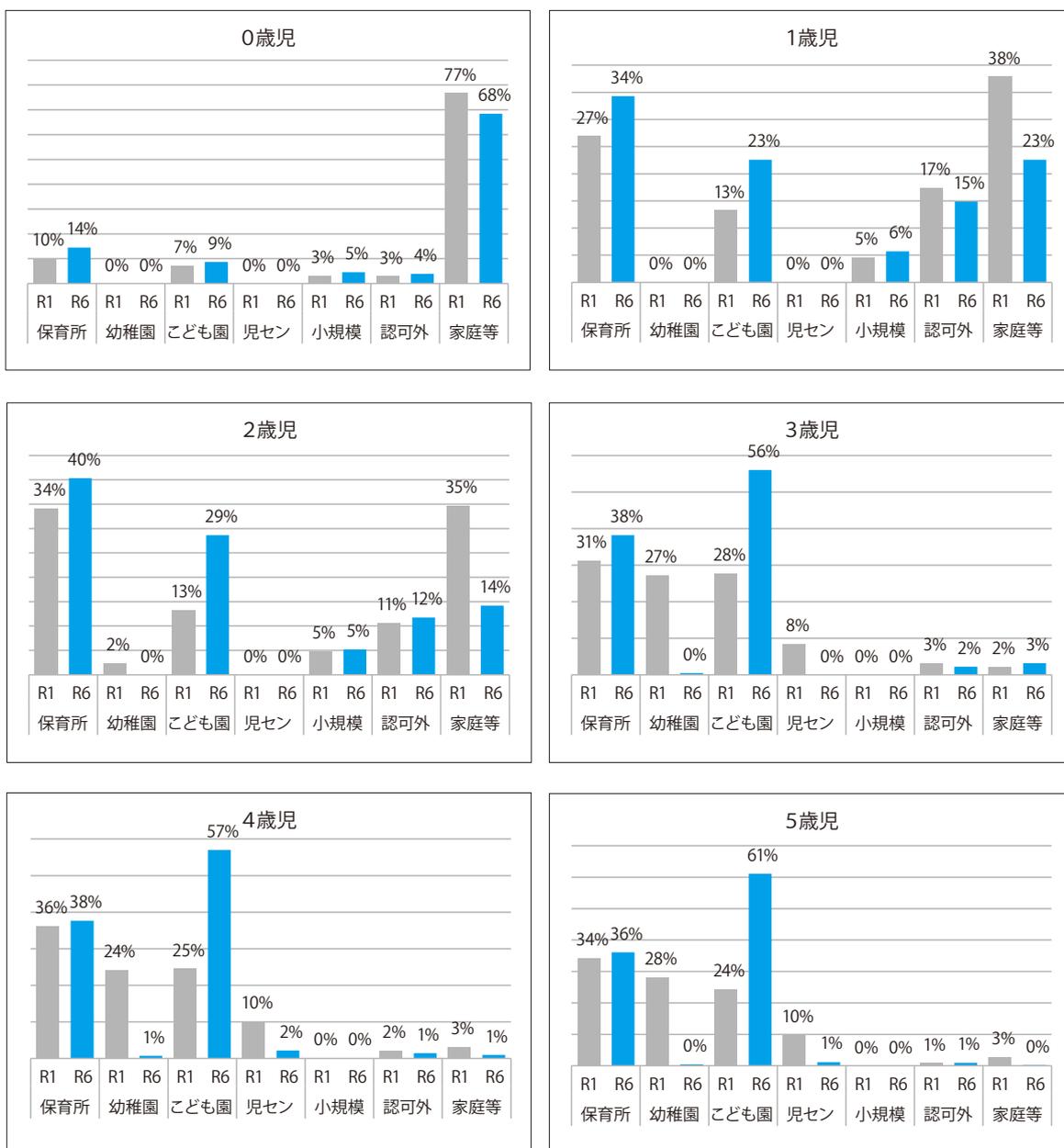
従来、2歳児までは家庭保育が中心の傾向にありましたが、令和元年と令和6年の比較でみると、3歳未満児の施設利用が増加してきていることがわかります。

施設利用としては、保育所、認定こども園の利用率の増加、幼稚園、児童センターの利用率の減少が見られます。保育所、こども園の利用割合は、全年齢で増加傾向にあります。

核家族化が進行し、家庭で保育できる大人が少なくなっていること、児童福祉施設の整備が図られてきたこと等により、家庭等での保育児童は減少傾向にあります。

【図9】 就学前児童の居場所 令和元年と令和6年の対比

単位：％



こども園：認定こども園 児セン：児童センター 小規模：小規模保育施設
 (資料) こども家庭課調べ

(2) 市内児童福祉施設等入所状況

市内児童福祉施設等入所状況

◎保 育 所

令和6年4月1日現在

施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考
ひがしね保育所	150	4	15	21	35	38	34	147	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
さくらんぼ保育所	150	6	11	16	33	38	32	136	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
神町保育所	90	0	0	11	23	19	21	74	
公立保育所 小計	390	10	26	48	91	95	87	357	
(福) あゆみ保育園	30	6	11	10	0	0	0	27	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(福) なかよし保育園	90	8	16	17	20	19	20	100	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(学) ルンビニー保育園	60	8	26	28	0	0	0	62	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
(福) あおぞら保育園	30	6	13	10	0	0	0	29	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(福) おおとみ保育園	100	5	15	18	25	24	26	113	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
(株) 大ケヤキ中央保育園	60	3	12	12	14	14	16	71	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
民立保育所 小計	370	36	93	95	59	57	62	402	
市 外 委 託		2	1	5	6	3	4	21	
合 計	760	48	120	148	156	155	153	780	

◎認定こども園

施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考
東部こども園	保育	65	3	7	11	14	14	67	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	教育	15	0	0	0	6	3	16	
ひがしねこども園	保育	112	4	15	22	26	28	117	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	教育	18	0	0	0	4	3	11	
公立こども園 小計	210	7	22	33	50	52	47	211	
(福) さくらこども園	保育	75	3	11	14	18	21	89	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	教育	15	0	0	0	6	4	13	
(福) 認定こども園おだしま	保育	105	12	17	20	26	23	125	0歳児は 生後6ヶ月以上 が対象
	教育	15	0	0	0	5	6	15	
(福) あおぞらこども園	保育	105	6	12	14	26	27	110	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
	教育	15	0	0	0	6	5	16	
(学) ひがしね幼稚園	保育	92	0	6	10	19	20	86	
	教育	81	0	0	0	22	24	77	
(学) 神町幼稚園	保育	92	0	6	10	20	28	89	
	教育	81	0	0	0	23	19	70	
民立こども園 小計	676	21	52	68	171	177	201	690	
市外施設 (保育認定)		1	5	4	5	4	3	22	
市外施設 (教育認定)		0	0	0	3	2	8	13	満3歳～
市外こども園 小計		1	5	4	8	6	11	35	
合 計	886	29	79	105	229	235	259	936	

◎小規模保育事業

令和6年4月1日現在

施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考
(株) さくらんぼの森保育園	18	6	6	7	0	0	0	19	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(株) マーガレット保育園	15	3	7	4	0	0	0	14	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
(同) 大森にじいろ保育園	18	6	6	7	0	0	0	19	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
市 外 委 託		0	1	1	0	0	0	2	
合 計	51	15	20	19	0	0	0	54	

◎新制度幼稚園（施設型給付）

施 設 名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備 考
市外施設（教育認定）	0	0	0	2	3	2	7	満3歳～
合 計	0	0	0	2	3	2	7	

◎児童センター等

施 設 名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備 考
高崎児童センター	0	0	0	0	0	0	0	令和4年度～休所
長瀬児童センター	0	0	0	0	9	5	14	
合 計	0	0	0	0	9	5	14	
大げやき親子通園	0	0	0	0	0	0	0	2歳児～

◎認可外保育施設（届出保育施設等）

施 設 名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備 考
ひまわり幼児園	0	6	7	5	4	4	26	0歳児は 生後45日以上 が対象
星の子ベビ-ホーム	0	5	1	1	1	0	8	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
のびのび保育園	0	6	6	0	0	0	12	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
ラルクKids	1	4	4	1	0	0	10	0歳児は 生後2ヶ月以上 が対象
認可外保育施設 小計	1	21	18	7	5	4	56	
まませるふ保育園 東根園	4	7	4	0	0	0	15	企業主導型保育事業所
さくらっこ保育園	2	10	7	0	0	0	19	企業主導型保育事業所
企業主導型保育施設 小計	6	17	11	0	0	0	34	
山形ロイヤル病院 院内保育室	1	1	0	0	0	0	2	事業所内託児所
スマイル・キッズ きたこう	0	2	2	0	0	0	4	事業所内託児所
事業所内保育 小計	1	3	2	0	0	0	6	
合 計	8	41	31	7	5	4	96	

第二期計画期間中の保育定員の変遷

年月日	施設名	定員の増減			
		増		減	付 記
		開所	定員変更		
R2.4.1	(株)大ケヤキ中央保育園	48			保育定員48人
R4.4.1	(公)ひがしねこども園	105			保育定員105人、教育定員25人
//	(株)大ケヤキ中央保育園		12		定員48人→60人
R6.4.1	(福)さくらこども園			△9	定員84人→75人 (教育定員との調整)
//	(公)ひがしねこども園		7		定員105人→112人 (教育定員との調整)
//	(学)ひがしね幼稚園	92			保育定員92人、教育定員81人
//	(学)神町幼稚園	92			保育定員92人、教育定員81人
保育定員の増 347人		337	19	△9	

※第二期計画期間後では、R7.4.1 小規模保育事業所（定員18人）が開所

(3) 保育所等入所児童数の推移

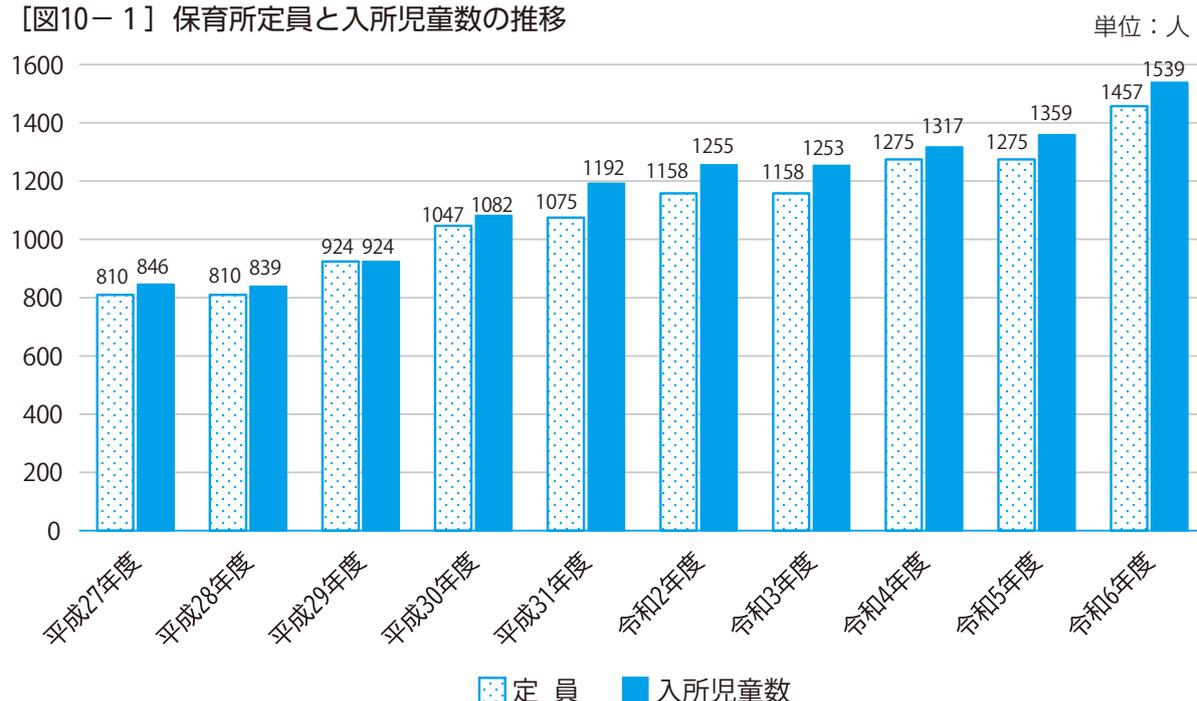
第一期、第二期計画期間中において、児童福祉施設等の整備方針に基づき、保育所や認定こども園、小規模保育事業の整備を大幅に進めてきました。

その結果、保育定員の大幅な伸びが見られます。入所児童数も定員増に伴い増加しており、特に、3歳未満児の入所児童数が増加しています。

なお、定員数に対し、入所児童数が多くなっていますが、保育所の定員弾力化（待機児童対策のため、人員・面積基準を満たしたうえで、定員の120%まで受け入れることができる特例）のほか、新制度開始以降、市外の保育所や認定こども園等に入所する児童も増えていることが要因です。

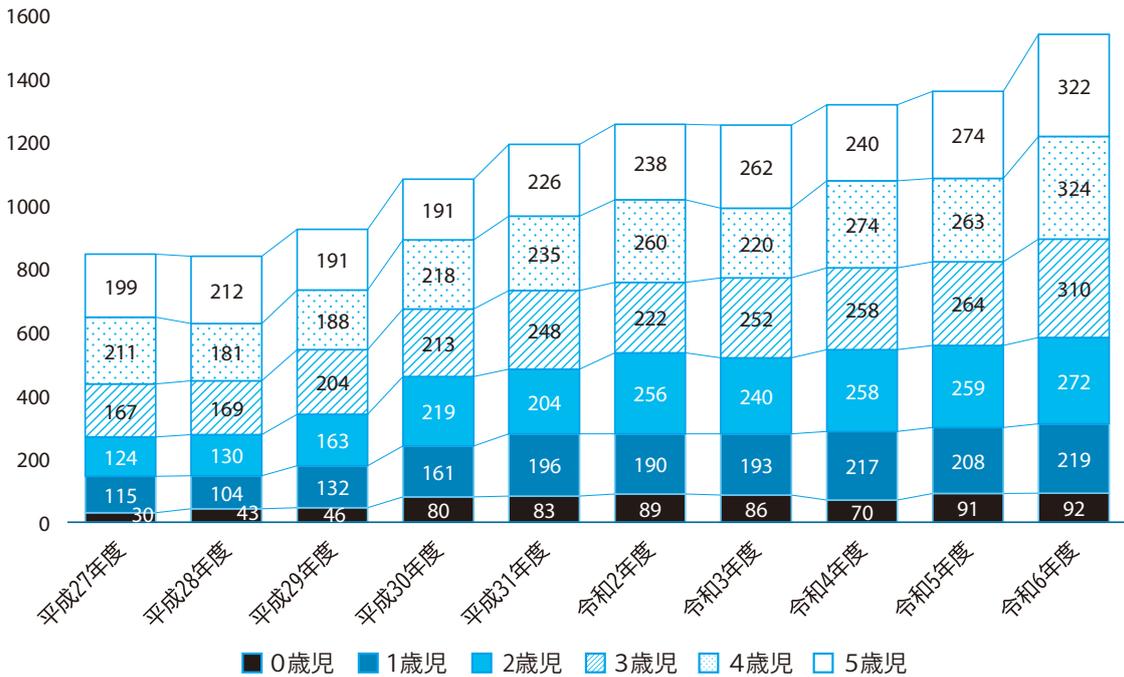
* 保育所等・・・保育所、認定こども園の保育所部門、小規模保育事業

〔図10-1〕 保育所定員と入所児童数の推移



[図10-2] 年齢別保育所入所児童数の推移

単位：人



(4) 認定こども園（幼稚園部門）入所児童数の推移

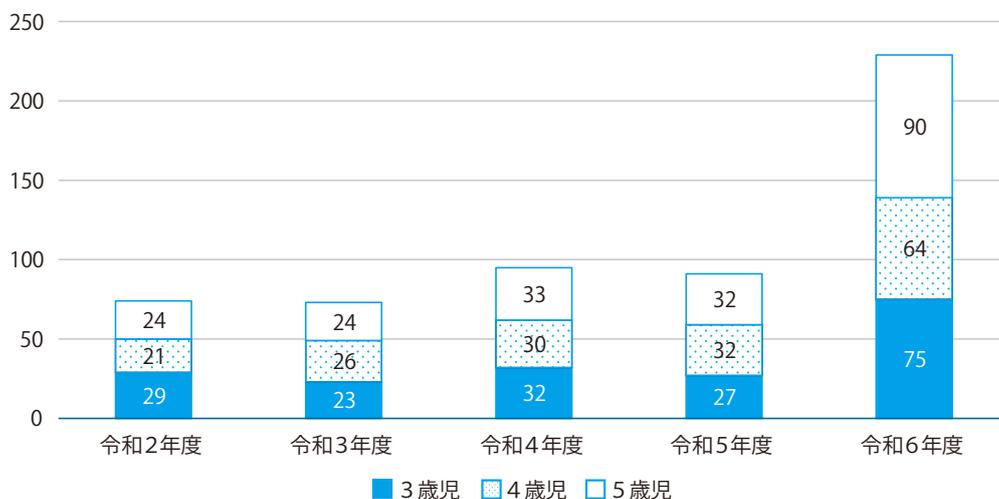
認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設として、定員、利用者数ともに増加しています。

市内には現在、認定こども園が7施設あります。

保育所部門の入所児童数は保育所に計上していますので、ここでは、幼稚園部門の入所児童数の推移を計上しています。令和6年度から2施設が幼稚園から認定こども園へ移行したことにより、大きく増加しています。

[図11] 年齢別認定こども園（幼稚園部門）入所児童数の推移

単位：人



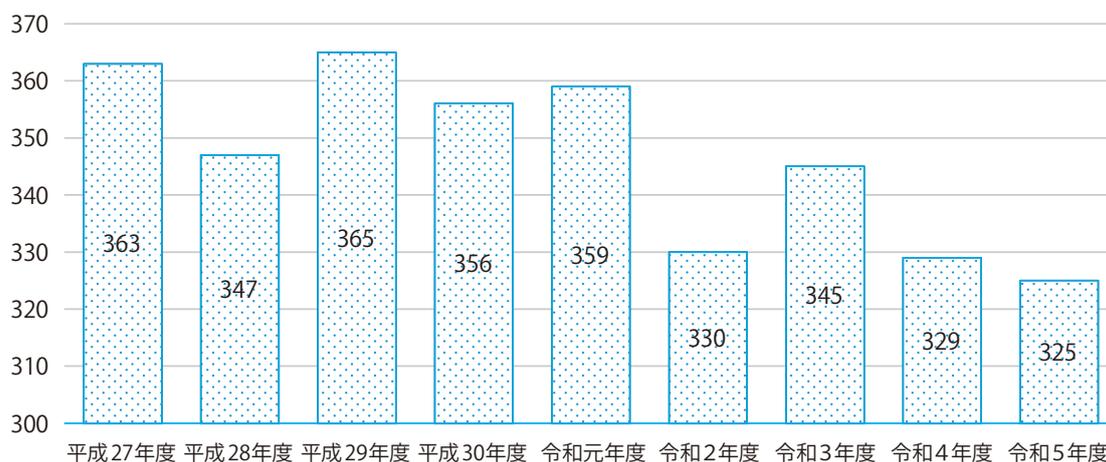
(資料) こども家庭課調べ（4月1日現在）

(5) 市内幼稚園入所児童数の推移

保育に対する需要の増加に伴い、市内幼稚園入所児童数については、年々減少傾向にあります。令和6年度から市内の幼稚園2施設が認定こども園へ移行しましたので、令和6年度からは、保育所等（保育所部門）、認定こども園（幼稚園部門）のそれぞれに入所児童数を計上しています。

〔図12〕 市内幼稚園入所児童数の推移

単位：人



(資料) 東根市統計資料（5月1日現在）

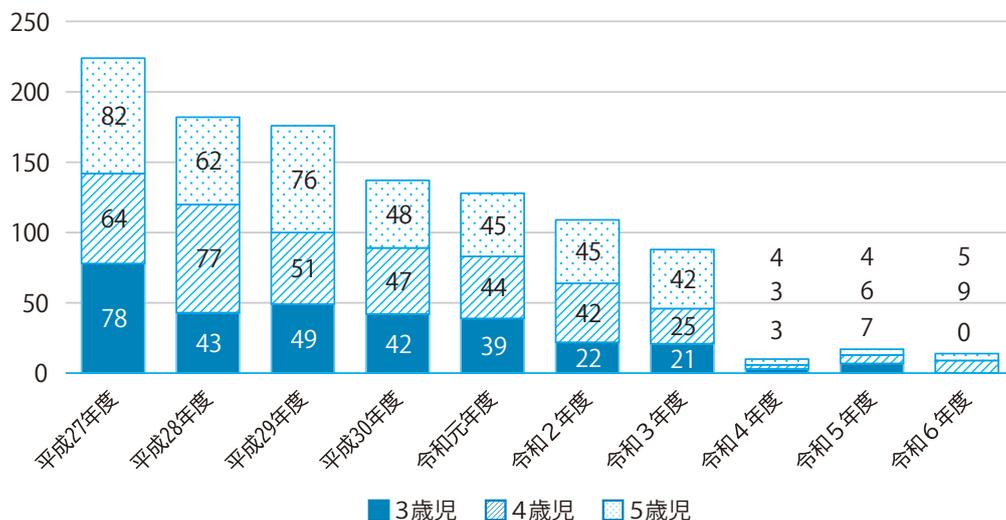
(6) 児童センター入所児童数の推移

令和4年度から、東根児童センター・本郷児童センターをひがしねこども園に統廃合したことで、入所児童数は大幅に減少しました。

また、保育に対する需要の増加に伴い、利用希望者数が減少しており、令和4年度から高崎児童センターは休所し、現在開所している児童センターは長瀬児童センターのみとなっています。

〔図13〕 年齢別児童センター入所児童数の推移

単位：人



(資料) こども家庭課調べ（4月1日現在）

(7) 市内認可外保育施設（届出保育施設等）入所児童数の推移

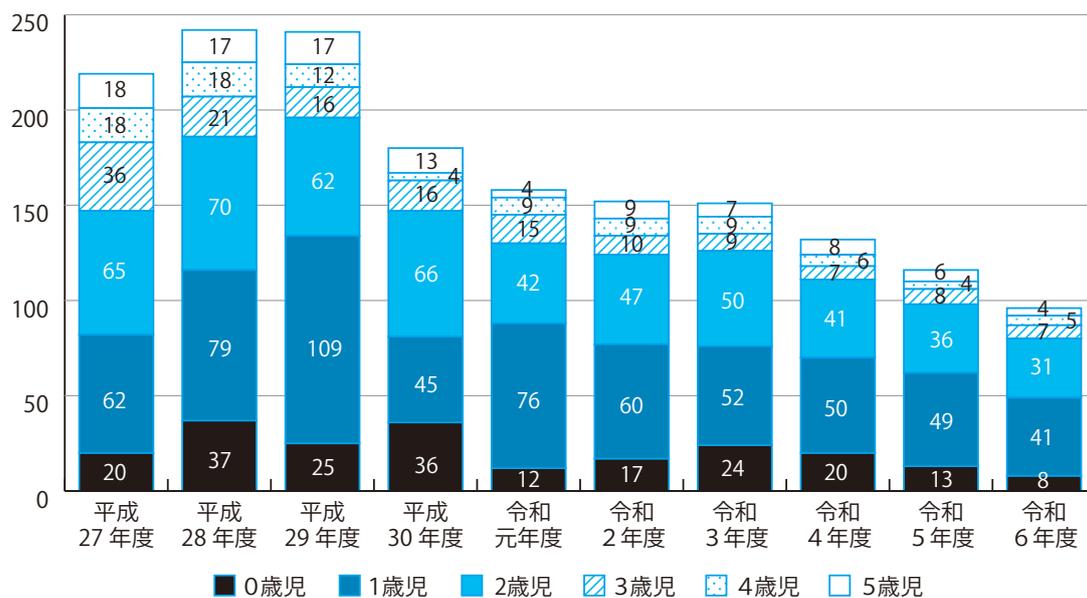
3歳未満児を中心に、入所児童の利用があります。

令和6年度は、認可外保育施設が4施設、企業主導型保育施設が2施設、事業所内保育施設が2施設となっています。

認可施設の整備を推進してきたことに加え、「幼児教育・保育の無償化」の実施により、これらの施設を希望する世帯が減少し、入所児童数の減少が見られます。

[図14] 年齢別認可外保育施設（届出保育施設等）入所児童数の推移

単位：人



(資料) こども家庭課調べ（4月1日現在）

(8) 放課後児童クラブの入所児童数の推移

核家族化の進行と女性就業率の高まりを背景とした学童保育に対するニーズは年々増加しています。入所児童数も大幅に増加し、令和5年度では、1,000人を超えました。

【表7】 放課後児童クラブの入所児童数の推移

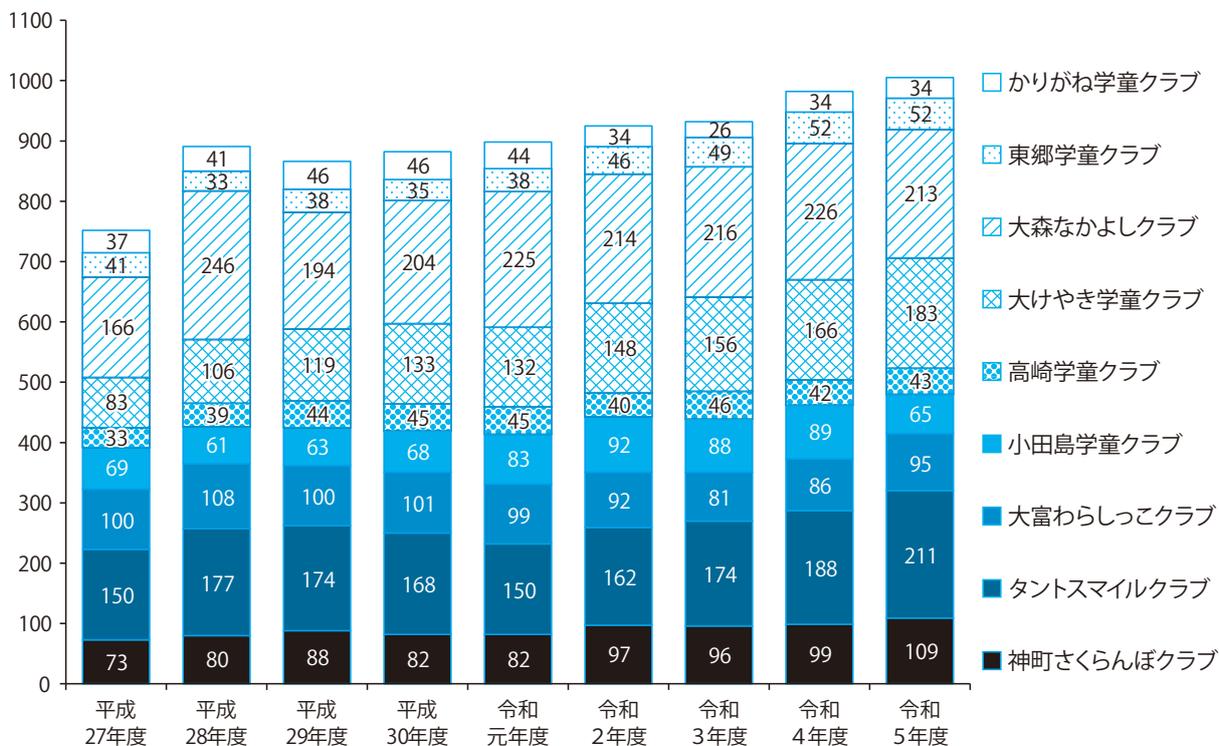
単位：人

年度クラブ名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
神町さくらんぼクラブ	73	80	88	82	82	97	96	99	109
タントスマイルクラブ	150	177	174	168	150	162	174	188	211
大富わらしっこクラブ	100	108	100	101	99	92	81	86	95
小田島学童クラブ	69	61	63	68	83	92	88	89	65
高崎学童クラブ	33	39	44	45	45	40	46	42	43
大げやき学童クラブ	83	106	119	133	132	148	156	166	183
大森なかよしクラブ	166	246	194	204	225	214	216	226	213
東郷学童クラブ	41	33	38	35	38	46	49	52	52
かりがね学童クラブ	37	41	46	46	44	34	26	34	34
合計	752	891	866	882	898	925	932	982	1,005

(資料) こども家庭課調べ (年平均人数)

【図15】 放課後児童クラブの入所児童数の推移

単位：人



(資料) こども家庭課調べ (年平均人数)

第 3 章



第二期計画の検証

第3章 第二期計画の検証

本計画の策定にあたり、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第二期東根市子ども・子育て支援事業計画」について、経過と進捗の検証を行いました。

1 児童数の状況

第二期東根市子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数（計画値）を実績値と比較すると、就学前児童数（0～5歳）については、出生数の減少に伴い、特に0歳で計画値を大きく下回り、計画値と実績値の乖離は年々大きくなっています。特に、令和6年度は、計画値に対し実績値が222人下回っています。

一方で、小学生児童数（6～11歳）については、計画期間を通して実績値が上回り、令和6年度は、計画値に対し実績値が34人上回っています。

○就学前児童数（0～5歳）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値 a	2,563	2,563	2,525	2,549	2,521
実績値 b	2,510	2,485	2,428	2,424	2,299
b - a	△ 53	△ 78	△ 97	△ 125	△ 222

○小学生児童数（6～11歳）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値 a	2,658	2,662	2,679	2,626	2,647
実績値 b	2,665	2,680	2,710	2,653	2,681
b - a	7	18	31	27	34

2 幼児教育・保育の量の見込みに対する確保の方策

第二期東根市子ども・子育て支援事業計画では、幼児教育・保育の利用状況及びニーズ調査などを踏まえて、保育所・認定こども園・小規模保育事業のほか、未移行幼稚園・児童センターの量の見込み（利用希望）を算定し、それに対する確保の方策（定員数）を定めました。

就学前児童数は令和2年度以降減少していますが、保育ニーズは依然として高い状況にあり、特に3～5歳児においては、令和4年度に児童センター2施設の認定こども園1施設への統廃合や令和6年度に幼稚園2施設の認定こども園への移行に伴い、1号認定の利用実績が減少し、2号認定の利用実績が計画値を大幅に上回った結果となりました。

3号認定については、利用実績が計画値を下回っていますが、特に1・2歳児においては年々利用率が高くなり、令和6年度においてはほぼ計画値通りの実績となりました。

○1号認定（幼児教育・3～5歳児）

対象施設：幼稚園、認定こども園（教育部分）、児童センター

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み a	495	505	489	497	487
	確保の方策	621	609	499	495	493
利用実績 b		530	520	440	445	252
b - a		35	15	△ 49	△ 52	△ 235

○2号認定（保育・3～5歳児）

対象施設：保育所、認定こども園（保育部分）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み a	776	790	766	778	763
	確保の方策	706	706	783	783	783
利用実績 b		720	734	766	801	956
b - a		△ 56	△ 56	0	23	193

○3号認定（保育・1～2歳児）

対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設（地域枠）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み a	511	493	495	498	497
	確保の方策	389	400	463	499	499
利用実績 b		446	433	475	467	491
b - a		△ 65	△ 60	△ 20	△ 31	△ 6

○3号認定（保育・0歳児）

対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設（地域枠）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み a	108	109	109	109	108
	確保の方策	98	98	112	112	112
利用実績 b		89	86	70	91	92
b - a		△ 19	△ 23	△ 39	△ 18	△ 16

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の内容」については、次のとおりです。

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和6年度は、保育所9施設、認定こども園7施設、小規模保育事業3施設で実施しています。利用実績については、令和4年度以降減少していますが、今後も同程度の利用者数はあるものと考えます。

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	確保の方策	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
利用実績		3,343	3,356	3,196	3,188	—

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

市内では小学校区ごとに9クラブで実施しています。令和2年度以降利用者数は増加し、第二期計画における量の見込みを上回る利用実績となっています。

放課後児童クラブの利用者は、小学1～3年生が多く、児童数に占める利用割合は年々増加しています。児童人口推計と利用実績を踏まえ、保護者のニーズに合った提供体制の確保が求められます。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	912	917	943	934	950
	確保の方策	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
利用実績		925	932	982	1,005	—

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。市内ではさくらんぼタントフルセンターとひがしねあそびあランドの2か所で実施しています。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数は減少していましたが、今後利用者数は回復していくと見込んでいます。

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	確保の方策	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
利用実績		5,416	10,138	8,442	16,175	—

（4）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたいことを希望する「利用会員」と、当該援助を行うことを希望する「協力会員」との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

市内公民館や体育館に会員募集のポスターやチラシを設置したほか、活動のPRを兼ねた「ファミ・サポ活動伝え隊」や説明会を行い協力会員の確保に努めた結果、令和2年度以降利用実績の増加につながりました。

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	800	800	800	800	800
	確保の方策	800	800	800	800	800
利用実績		659	711	766	706	—

（5）一時預かり事業

① 一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。市内では、市立保育所2施設、市が委託をした認定こども園1施設で「一時保育事業」として実施しています。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数は減少していましたが、今後利用者数は回復していくと見込んでいます。

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	確保の方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
利用実績		790	577	525	1,243	—

② 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）における在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園の教育時間以外における保育を希望していて、かつ、就労等をしている保護者のニーズに応えるもので、教育時間の前後に行われています。

市内では、認定こども園で実施しており、令和4年度に1施設、令和6年度に2施設増加し、令和6年度は7施設で実施しています。実施施設数の増加に伴い利用実績が伸びることが見込まれます。幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用している中でも、保育を必要とする家庭が増えています。

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	7,200	7,200	7,300	7,300	7,400
	確保の方策	7,200	7,200	7,300	7,300	7,400
利用実績		8,927	7,446	10,550	11,281	—

（6）病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

市内では、病気回復期にあり、集団保育が困難な時期のこどもの保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として、満1歳から小学6年生までを対象に、病後児保育施設「さんさん」に委託し実施しています。

この事業に対する需要の増加や事業の積極的な周知に加え、令和4年度からは、山形連携中枢都市圏における連携事業として、広域的な利用が可能となったため、利用者数は増加しています。

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	55	55	55	55	55
	確保の方策	55	55	55	55	55
利用実績		63	92	115	229	—

（7）妊婦健康診査事業

母子保健法の規定により実施される妊婦健康診査で、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する事業です。

市では、母子手帳交付の際、妊婦健康診査の重要性を説明し、適切な時期に確実に受診するように促しています。妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診1回、性器クラミジア1回、HTLV-11回、超音波検査4回、歯科健康診査1回の助成を実施しています。里帰り先の県外医療機関で受診した場合についても、償還払いで対応しています。また、妊娠確定前の診察費用の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を行っています。

妊娠届出数が減少傾向にあり、それに伴い実績数も減少しています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	410	410	410	410	410
利用実績		394	363	338	340	—
(参考)延人数利用実績		7,448	6,896	6,956	6,663	—

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

児童福祉法に基づき、生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報や養育環境等の把握を行う事業です。

市では、母子保健法に基づく新生児訪問指導と合わせて実施しています。乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及び産婦への適切な指導を行ったり、相談を受けたりしたことで、育児に対する不安の軽減を図り、生活状況の把握や必要な助言を行うことで適切なサービスにつなげることに努めています。

乳児数の減少に伴い、利用実績も減少しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値 量の見込み	410	410	410	410	410
利用実績	398	381	390	319	—

(9) 養育支援訪問事業

若年夫婦や高齢初産婦、未婚、生活困窮など、さまざまな課題を抱える妊産婦に対し、家庭訪問を行い、課題の聞き取りや育児についての助言指導を行う事業です。

市では、妊娠届出や乳児健診、家庭訪問、関係機関からの連絡や相談等で支援が必要な家庭を把握した場合、支援計画を作成し、適切な養育が行われるよう関係機関と連携しながら支援を行っています。

各年度の利用実績は一定ではありませんが、引き続き必要に応じた提供体制の確保が求められます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値 量の見込み	35	35	35	35	35
利用実績	29	25	21	28	—

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

各年度の利用実績は少数ではありますが、引き続き必要に応じた提供体制の確保が求められます。

① ショートステイ事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(人)	35	35	35	35	35
	確保の内容 (箇所、人)	2	2	2	2	2
		35	35	35	35	35
利用実績		7	0	0	14	—

② トワイライトステイ事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(人)	35	35	35	35	35
	確保の内容 (箇所、人)	1	1	1	1	1
		35	35	35	35	35
利用実績		0	0	0	0	—

(11) 利用者支援事業

平成27年度から創設された事業で、児童や保護者、妊婦の身近な場所で、子育て支援に係る情報提供を行い、様々な相談・助言を行うとともに、関係機関と連絡調整を行うものです。

令和5年度から、母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を持つ「こども家庭センター」を新設し、こども家庭課と健康推進課が連携し、乳幼児健診や乳児全戸訪問などを実施するほか、妊娠・出産、子育て期における相談に応じ、包括的で切れ目のない支援を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)
確保の内容	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)
実績	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (母子保健型)	1か所 (こども家庭センター型)	1か所 (こども家庭センター型)

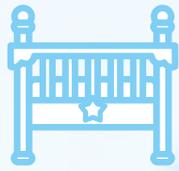
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得及び多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、未移行幼稚園、児童センター、認可外保育施設を利用した場合の副食費（おかず代等）の提供に要する費用を助成しています。上記のうち児童センター、認可外保育施設は市独自での助成となります。

単位：人

利用実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未移行幼稚園	65	54	95	42	—
児童センター	27	27	4	5	—
認可外保育施設	11	16	13	10	—

第4章



施策の展開

I 子ども・子育て支援新制度の概要

1 乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及促進が図られ、待機児童対策として地域型保育事業が新設されました。令和元年10月から、子育てのための施設等利用給付が加わり、未移行幼稚園や認可外保育施設等の利用者に対する施設等の利用にかかる支援が新設されました。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が加わり、令和7年度からは、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業の3事業が追加されます。

乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要は、以下のとおりです。

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援		
子ども・子育て支援給付		その他の子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付	地域子ども・子育て支援事業
認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援	未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る財政支援	地域の実情に応じた子育て支援
施設型給付費 ・新制度幼稚園 ・認定こども園 ・保育所（委託費） 地域型保育給付費 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	施設等利用費 ・未移行幼稚園 ・特別支援学校 ・預り保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業	地域子ども・子育て支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・利用者支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・子育て世帯訪問支援事業【R6～】 ・児童育成支援拠点事業【R6～】 ・親子関係形成支援事業【R6～】 ・妊婦等包括相談支援事業【R7～】 ・産後ケア事業【R7～】 ・乳児等通園支援事業【R7～】

※【 】内は、法律の改正により新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた年度を示しています。

2 子どものための教育・保育給付認定

幼稚園、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受ける場合に必要な認定です。認定区分は次の3つです。

認定区分	対象となる子ども		利用施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	教育のみを必要とする	<ul style="list-style-type: none"> 新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)		満3歳未満	保育を必要とする
3号認定 (保育認定)			

3 子育てのための施設等利用給付認定

子ども・子育て支援施設を利用し、特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費の支給を受ける場合に必要な認定です。認定区分は次の3つです。

認定区分	対象となる子ども		利用施設
新1号認定 (教育認定)	満3歳以上	幼稚園利用を必要とする	<ul style="list-style-type: none"> 未移行幼稚園
新2号認定 (保育認定)	クラス年齢 3歳～5歳	保育を必要とする事由 があり、預り保育事業 等を利用する	<ul style="list-style-type: none"> 未移行幼稚園 認可外保育施設 新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分） 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業 病児、病後児保育事業
新3号認定 (保育認定)	クラス年齢 0歳～2歳 ※市民税非課 税世帯のみ		

4 保育を必要とする事由

保育認定を受ける場合には、下記の事由のいずれかに該当することが必要です。

認定事由	
① 就労	1ヵ月に48時間以上就労している場合
② 妊娠・出産	母が妊娠中または出産後まもなく、兄姉の保育が困難な場合
③ 疾病・障がい	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいを有している場合
④ 介護・看護	同居親族を常時介護または看護している場合
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている場合
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
⑦ 就学	各種学校への就学または職業訓練を受けている場合
⑧ その他	児童虐待または家庭内暴力（DV）の恐れがある場合など

Ⅱ 事業量の目標

本章では、子ども・子育て支援法第61条第2項において、計画への記載が求められている事業等について、量の見込みとその確保方策について定めることとします。

1 幼児教育・保育の提供区域

幼児教育・保育の提供区域は、現状どおり市内一円とし、施設入所や事業利用の際の地域要件は設けないこととします。

2 幼児教育・保育の量の見込み

(1) 認定区分と提供施設

こどもの年齢や保育の必要性に応じた「認定区分」ごとに設定します。

認定区分			主な提供施設
1号	クラス年齢 3～5歳	幼児教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園
2号	クラス年齢 3～5歳	保育の必要性の認定を受けていて、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号	クラス年齢 0～2歳	保育の必要性の認定を受けていて、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園 地域型保育事業

(2) 「量の見込み」の推計方法

本市では、国が示した算定方式を参考にしながら、第二期計画と同様に保護者アンケート・これまでの保育所申し込み状況・児童人口推計等をもとに、量の見込みを算定しました。

単位：人

3～5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	1,205	1,155	1,092	1,068	1,058
幼児教育・量の見込み（上記×20.0%）	240	229	217	213	210
保育・量の見込み（上記×78.0%）	938	899	850	832	824
2歳児（保育）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	352	342	344	342	340
量の見込み（上記×76.0%）	267	259	261	259	258
1歳児（保育）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	341	343	341	339	339
量の見込み（上記×72.0%）	245	246	245	244	244
0歳児（保育）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	335	333	331	331	331
量の見込み（上記×32.0%）	107	106	102	102	102

■ 3～5歳児

- ① 保育需要あり（保護者アンケートより）
母親が就労中（79.5%）＋これから働く予定の潜在需要（2.2%）＝81.7%
- ② 上記のうち、日常的に子どもを祖父母に見てもらえる割合（保護者アンケートより）
上記81.7%×29.5%≒24.1%
- 2号認定（保育の必要性あり）について
①81.7%－②24.1%＝57.6%となるが、直近2か年平均の3～5歳児の保育所等の申込み割合は78.0%となっていることから、78.0%と見込む。
- ③ 家庭保育等の割合（市の実態調査より） 2.0%
- 1号認定（幼児教育）の割合を 100%－2号認定78.0%－③2.0%＝20.0%と見込む。

■ 2歳児

- ① 保育需要あり（保護者アンケートより）
母親が就労中（79.4%）＋これから働く予定の潜在需要（2.8%）＝82.2%
- ② 上記のうち、日常的に子どもを祖父母に見てもらえる割合（保護者アンケートより）
上記82.2%×30.7%≒25.2%
- 3号認定（保育の必要性あり）について
①82.2%－25.2%＝57.0%となるが、直近2か年平均の2歳児の保育所等の申し込み割合は76.0%となっていることから、76.0%と見込む。

■ 1歳児

- ① 保育需要あり（保護者アンケートより）
母親が就労中（78.1%）＋これから働く予定の潜在需要（2.9%）＝81.0%
- ② 上記のうち、日常的に子どもを祖父母に見てもらえる割合（保護者アンケートより）
上記81.0%×19.2%≒15.6%
- 3号認定（保育の必要性あり）について
①81.0%－15.6%＝65.4%となるが、直近2か年平均の1歳児の保育所等の申し込み割合は72.0%となっていることから、72.0%と見込む。

■ 0歳児

- ① 保育需要あり（保護者アンケートより）
母親が就労中（70.7%）＋これから働く予定の潜在需要（3.5%）＝74.2%
- ② 上記の①のうち、母親が育児休業を取得した割合（保護者アンケートより）
①74.2%×63.8%≒47.3%
- ※ 0歳児を持つ母親は、育児休業中の割合が高いため参酌する。
- 3号認定（保育の必要性あり）について
①74.2%－②47.3%＝26.9%となるが、直近2か年平均の0歳児の保育所等の申し込み割合は32.0%となっていることから、32.0%と見込む。

3 幼児教育・保育の量の見込みに対する確保の方策

○1号認定（幼児教育・3～5歳児）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		240	229	217	213	210
確保の方策B	特定教育・保育施設 (認定こども園)	240	255	255	255	255
	計	240	255	255	255	255
B - A		0	26	38	42	45

○2号認定（保育・3～5歳児）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		938	899	850	832	824
確保の方策B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	884	878	878	878	878
	計	884	878	878	878	878
B - A		△ 54	△ 21	28	46	54

○3号認定（保育）

単位：人

2歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		267	259	261	259	258
確保の方策B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	248	261	261	261	261
	特定地域型保育施設 (小規模保育事業)	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6
	計	272	285	285	285	285
B - A		5	26	24	26	27

単位：人

1歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		245	246	245	244	244
確保の方策B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	185	197	197	197	197
	特定地域型保育施設 (小規模保育事業)	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6
	計	209	221	221	221	221
B - A		△ 36	△ 25	△ 24	△ 23	△ 23

単位：人

0歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		107	106	102	102	102
確保の方策B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	89	95	95	95	95
	特定地域型保育施設 (小規模保育事業)	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6
	計	113	119	119	119	119
B-A		6	13	17	17	17

第二期計画期間中、民間事業者による保育所の整備や公設公営の認定こども園の整備、未移行幼稚園の認定こども園への移行により、不足する保育の受け皿の拡大に努めましたが、教育・保育の認定区分ごとに推計した量の見込みに対する確保の方策を見ると、1号認定・2号認定では、確保の量は充足するものと見込んでいます。3号認定では、令和8年4月に開園を目指す民間事業者による保育所等2施設の整備により確保される量を含めても、3歳未満児の保育需要の増加を背景とした量の見込みも増加していることから、その中でも特に需要が増加している1歳児において、確保の量が不足すると見込んでいます。この状況を踏まえ、次の点について十分に留意しながら、本計画期間中の新たな保育施設の整備について検討します。

【検討にあたっての留意点】

- 令和8年度から新たな給付として開始する「乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）」の影響
- 市内認可外保育施設閉園の影響
- 以前から課題となっている年度途中で育児休業から復職する際の保育の提供
- きょうだい同時入園等の入所調整に係る課題
- 利用者が年々減少する児童センター、老朽化が進む保育所といった公営施設の在り方

令和7年度以降の整備等

開園年度	整備等の内容	
令和7年度	小規模保育施設 1施設	新設（定員18名）認可外保育施設からの移行
令和8年度	保育所 1施設	新設（定員120名）
	認定こども園 1施設	新設（定員70名）
	※上記整備に伴い公立保育所 1施設を廃止	
令和8年度以降	本計画期間中に検討	

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認可保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

延長保育は、新たな保育施設の創設等により増加するものとして見込み、それに対応する体制を整えます。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,300	3,400	3,400	3,400	3,400
確保の内容	3,300	3,400	3,400	3,400	3,400

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

今後の量の見込みについては、保護者アンケート・利用実績・児童人口推計等をもとに算定しました。引き続き保護者ニーズや転入者などの動向を注視するとともに、預かりの必要度も見極めながら、就学児童の放課後における良好な環境づくりを目指し、質の向上を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,018	1,001	992	962	926
(内訳) 1年生	294	289	291	266	255
2年生	280	270	265	267	244
3年生	210	225	217	213	215
4年生	166	142	152	147	144
5年生	56	63	54	58	56
6年生	12	12	13	11	12
確保の内容	1,018	1,001	992	979	979

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

市内では、さくらんぼタントクルセンターとひがしねあそびあランドを地域子育て支援拠点とし、育児相談や年齢に応じた各種サロンをきめ細かく実施しています。

量の見込みについては、国の定義のとおり0～2歳の利用量を保護者アンケート・利用実績等をもとに見込んでいます。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
確保の内容	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する「利用会員」と、当該援助を行うことを希望する「協力会員」との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、これまでも子育ての援助（0歳～小学6年生）をお願いしたいという利用会員と、子育ての援助ができる協力会員のマッチングを行い、利用会員のニーズに応じてきました。

今後も、協力会員を増やす取り組みを継続しながら、協力会員を対象とした研修事業の充実を目指します。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保の内容	800	800	800	800	800

(5) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業（一般型）は、保育所や認定こども園等に在園していない満1歳から未就学児の児童の保育が一時的に必要な場合に、一時的な預かりを行う事業で、市内では「一時保育」として3か所で実施しています。不定期な就労や通院などで一時預かり事業を希望する意見も多く、今後も同程度の利用者を見込んでいます。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保の内容	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

② 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）では、1号認定の在園児に対し、就労等で通常時間を超えて保育を希望する場合に、認定こども園で実施しています。保護者の預かり保育のニーズは高く、新たな施設の整備等により増加するものとして量の見込みは増加傾向で見込んでいます。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19,800	23,300	23,300	23,300	23,300
確保の内容	19,800	23,300	23,300	23,300	23,300

(6) 病児・病後児保育事業

病気の回復期にある満1歳から小学校6年生までの児童を、専用の施設で保育する病後児保育事業を、病後児保育所さんさん（ソーレケアヴィレッジ東根）で実施しています。令和4年度から、山形連携中枢都市圏における連携事業として、広域的な利用が可能となったことから、利用者は増加しており、今後も同程度と見込んでいます。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250	250	250	250	250
確保の内容	250	250	250	250	250

（7）妊婦健康診査助成事業

妊婦の健康保持・増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。また、妊娠確定前の診察費等費用助成として1万円を上限に実施し、妊娠初期からの母体と胎児の健康確保につなげています。

養育支援を必要とする妊婦については医療機関等と連携しながら適切な支援を行っています。児童人口推計から出生数約330人をもとに量の見込みを算出しています。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620
確保の内容	検査項目：一般診査14回、HTLV-1検査、クラミジア検査、子宮頸がん検査、超音波検査4回、歯科健康診査、妊娠確定前診察等費用助成 実施機関：各医療機関				

（8）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後1か月から2か月程度の乳児の家庭に対し、育児不安の解消や育児への理解を深めるため、保健師や助産師・看護師が訪問指導を行っています。これまで同様、新生児訪問指導と合わせて実施し全戸訪問を目指します。

児童人口推計から出生数約330人程度と見込んでいます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	330	330	330	330	330
確保の内容	こども家庭課・健康推進課の保健師・助産師・看護師が全戸訪問を行います。				

（9）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育について、保健師等が訪問指導を行う事業です。対応に時間を要する複雑なケースが多いため、支援体制を整えるとともに、要保護児童対策等地域協議会との連携を密にし、必要な家庭に適切な指導を行います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保の内容	こども家庭課の保健師等が訪問指導を行い、必要に応じ、関係機関と協力しながら指導を行います。				

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

必要時、利用につながるよう養護施設との連携を図るとともに、里親による支援なども検討し、子育て短期支援事業所の確保に努めます。

① ショートステイ事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	35	35	35	35	35
確保の内容 (箇所、人)	2 35	2 35	2 35	2 35	2 35

② トワイライトステイ事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	35	35	35	35	35
確保の内容 (箇所、人)	1 35	1 35	1 35	1 35	1 35

(11) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保険・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言指導等、必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整、連携を行うものです。

こども家庭センターにおいて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1 箇所 (こども家庭センター型)				
確保の内容	1 箇所 (こども家庭センター型)				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得及び多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、未移行幼稚園、児童センター、認可外保育施設を利用した場合の副食費（おかず代等）の提供に要する費用を助成します。

上記のうち児童センター、認可外保育施設は市独自で助成します。

なお、保育所・認定こども園における低所得及び多子世帯の副食費については、施設において減免を行っており、市は、施設が減免した分を施設型給付費に上乗せして支払っています。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営ができるよう、国の動向や保育ニーズに合わせて柔軟に対応します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【R6～】

妊娠中の方又は生後1年未満のこどもの保護者であり、日中の家事又は育児を行うものが他にいないため、支援が必要である家庭を対象とします。訪問により、子育てに関する情報提供、家事・育児に関する支援を行います。

(例) 調理・掃除等の日常的な家事、授乳・沐浴介助や離乳食調理等の育児支援

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	288	288	288	288	288
確保の内容	288	288	288	288	288

(15) 児童育成支援拠点事業【R6～】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

現在、ハートフルスクールや民間のこども食堂等複数の関係団体による支援が行われており、今後は拠点事業の担い手の意向や、支援を必要とする児童の把握等の情報収集を行います。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援が必要な児童に対しては、関係機関と個々の連携を取りながら対応します。

(16) 親子関係形成支援事業【R6～】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

現在、家庭相談員が個別面談等により、対象となる児童や保護者に合わせた支援を実施していますが、児童や保護者が抱える不安や悩みが多岐にわたることから、保護者同士の情報交換の機会を提供するまでに至っていません。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、既存の相談事業等を通じて必要な支援につなぐ等、関係機関と連携を図りながら対応します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【R7～】

妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施するものです。母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と合わせて行う等の連携に留意します。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	990	990	990	990	990
確保の内容	990	990	990	990	990

(18) 産後ケア事業【R7～】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を図るため、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。助産院への通所や助産師の訪問、産科医療機関への宿泊等により、乳房ケアや相談支援を行います。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	182	182	182	182	182
確保の内容	短期入所（ショートステイ）型	48	48	48	48
	通所（ディサービス）型	109	109	109	109
	居宅訪問（アウトリーチ）型	25	25	25	25
	計	182	182	182	182

(19) 乳児等通園支援事業【R7～】

保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満の児童（保育所等に入所しているもの除く。）に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該乳児又は幼児並びにその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度を試行期間として、令和8年度からの本格実施を目指します。

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	192	192	192	192
確保の内容	0	192	192	192	192

5 放課後子ども総合プランの量の見込みと確保の内容

(1) 放課後子ども教室

地域の方々の協力を得ながら、小学生の放課後の居場所づくりや、様々な体験活動や地域との交流を支援するものです。

高崎小学校におけるアフタースクールの取り組みは、放課後子ども教室として位置づけています。

平成29年度からは、長瀬小学区・東郷小学区においても、放課後子ども教室を実施し、地域の実状に応じた活動を展開しています。他の小学校区における実施については、引き続き調査・検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保の内容	各小学校区の取組みを検証し、他の市内小学校区の実施について調査・検討します。				

(2) 一体型放課後児童クラブ

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する放課後児童クラブです。

高崎小学校において、平成27年度から本格実施を行っており、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を深め、学校施設の一時的な利用やその際の責任体制の明確化を図るなど、円滑な運営を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	高崎小学校区における円滑な運営を目指します。				

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及および推進

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取り組みが進められています。

今後認定こども園への移行や新たな参入等については、状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的な考え方

継続的な受け皿の確保と同時に、教育・保育施設に対しては、子どもの発達に応じた質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、教育・保育の質の確保・向上の取り組みも重要となっています。

市では、保育士等を対象にした保育の質の向上のための研修会を開催するなど、教育・保育に係る多様なニーズに応えられるよう研修機会の確保に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的な考え方

全てのこどもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めます。

こどもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、こどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 教育・保育施設と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものです。教育・保育施設は幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、幼保小研修会を通じて幼児教育・保育と小学校でネットワークを形成し、小学校教育へ円滑につながるよう努めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・認定こども園の預り保育や認可外保育施設の利用料に対する給付として「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性、事業者の運営等にも配慮し、公正かつ適正な給付に努めております。

今後も、利用者に対する当該制度の周知を行っていくほか、対象施設等に対し、必要となる手続き等について、きめ細やかな支援を行います。

第 5 章



計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進のためには、市民一人ひとりがこども・子育てに対し関心を持ち、子育て家庭に対する理解を深めていくとともに、子育て家庭、児童福祉施設等、学校、地域、企業、行政が連携し、協力しながら一体となって取り組むことが必要です。

○子育て家庭

家庭は、子育てについて第一義的責任を持つと同時に、社会生活を営むうえで、最も基本となる単位であることから、こどもが心身ともにたくましく健全に成長し、次代の担い手として活躍できるよう、家庭が持つ本来の役割を果たすことが期待されます。

○学校、児童福祉施設等

専門知識に基づき、こどもが健やかに成長できるような教育・保育体制の充実に努めるとともに、地域と連携し、子育て支援機関として、情報の発信や保護者への支援を行うことが期待されます。

○地域

地域全体で、こどもと家庭を温かく見守り、支え合う社会の機運醸成を行うとともに、こどもの健全育成に関する活動や見守りを積極的に行うことが期待されます。

○企業

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援に取り組むとともに、ゆとりある労働環境の整備を進めることが期待されます。

○行政（市）

国・県をはじめ、各関係機関と連携を図りながら、本計画の進捗状況を把握し、本計画に掲げた事業の目標を達成するため、必要な施策を着実に推進します。

また、計画の内容について、広報やホームページ等を活用し、広く市民に周知します。

2 計画の点検・評価

計画の進捗管理を定期的に行い、東根市子ども・子育て会議や市の庁内組織において、総合的な点検・評価を行うとともに、事業量の見込みや確保の方策等について、状況の変化により修正が必要になった際は、計画の見直しを行います。

1. 東根市子ども・子育て会議委員名簿

No.	号	委員 職氏名
1	1号委員 (保護者)	公募委員 伊藤 雅子
2		幼保連携型認定こども園神町幼稚園保護者会会長 遠藤 真紀
3		東根市PTA連合会 東根市立長瀬小学校PTA会長 植松 真哉
4	2号委員 (子ども・子育て支援事業従事者)	(NPO) クリエイトひがしね 主幹 渡辺 友美
5		東根市学童保育所連絡協議会 事務局長 東郷学童クラブ 所長 滝口 亜由美
6		(学) 東陽学園 幼保連携型認定こども園ひがしね幼稚園 主幹教諭 柴崎 美有紀
7		社会福祉法人なかよし愛育会 なかよし保育園 園長 西塚 孝子
8		(福) 敬愛信の会 東根市立東部こども園 小山田 容子
9	3号委員 (識見を有する者)	公募委員 藤村 昌吉
10		公募委員 貴田 忍
11		東根市企業連絡協議会 堀井 光弥
12		東根市民生委員児童委員協議会 主任児童委員 庄子 裕絵
13		東根市立東根小学校 校長 笹原 良子
14		東根市青少年育成市民会議 会長 元木 行彦
15		東北文教大学 人間関係学科 特任教授 菊地 和博
16		長瀬地区区長協議会 会長 吉田 茂

2. 計画策定の主な経過

令和5年度

- 8月31日 東根市子ども・子育て会議
- ・ 保育施設等及びその利用定員の設定
 - ・ 第三期子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - ・ 保護者アンケートについて
- 1月16日 保護者アンケートの実施（～2月2日）

令和6年度

- 6月24日 東根市子ども・子育て会議
- ・ 保育施設等及びその利用定員の設定
 - ・ 保護者アンケートの調査結果について
- 2月13日 関係係長会議
- ・ 第三期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 2月21日 関係課長会議
- ・ 第三期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 3月3日 東根市子ども・子育て会議
- ・ 保育施設等及びその利用定員の設定
 - ・ 第三期子ども・子育て支援事業計画（素案）について

3. 第三期計画策定に関するニーズ調査の結果について

1 調査の目的

東根市子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

2 主な調査項目

- (1) 家族の状況について
- (2) お子さんの環境について
- (3) 保護者の就労状況について
- (4) 幼児教育・保育事業の利用状況について
- (5) 地域の子育て支援事業の利用状況について
- (6) 定期的な幼児教育・保育事業の利用希望について
- (7) 病気の際の対応について
- (8) 不定期の幼児教育・保育事業等の利用について
- (9) 放課後の過ごし方について
- (10) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- (11) 子育てや子育て環境について

3 調査の概要

(1) 調査の対象等

- ① 調査地域：a 就学前児童：東根市全域
b 小学生児童：東根市全域
- ② 調査対象：a 就学前児童の保護者
b 小学生児童（1～3年生）の保護者
- ③ 標本数：a 就学前児童：1,006名
b 小学生児童：506名
- ④ 抽出方法：無作為抽出法
- ⑤ 調査方法：保育所等を通じた配布回収、郵送による配布回収
- ⑥ 調査期間：令和6年1月下旬～令和6年2月上旬

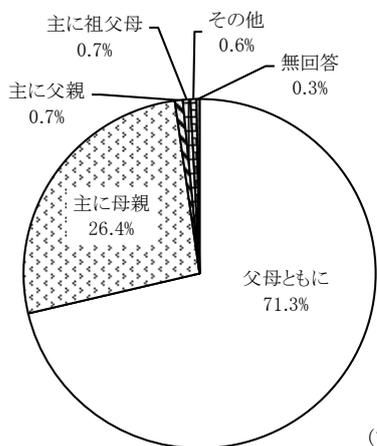
(2) 回収結果

- ① 回答数（率）：a 就学前児童：712件（70.8%）
b 小学生児童：286件（56.5%）
- ② 有効数（率）：a 就学前児童：712件（70.8%）
b 小学生児童：286件（56.5%）

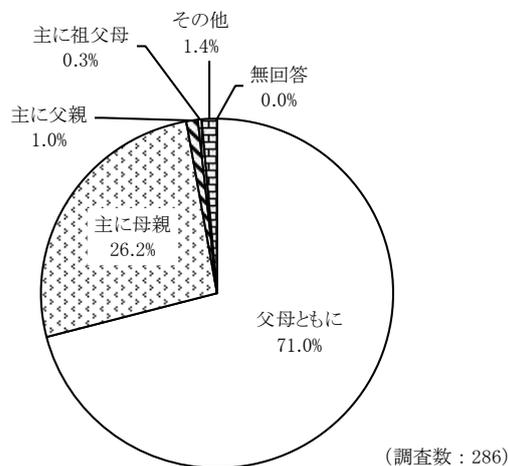
4 主な調査結果

(1) 子育て（教育を含む）を主に行っているのは誰か

【就学前児童】（単一回答）

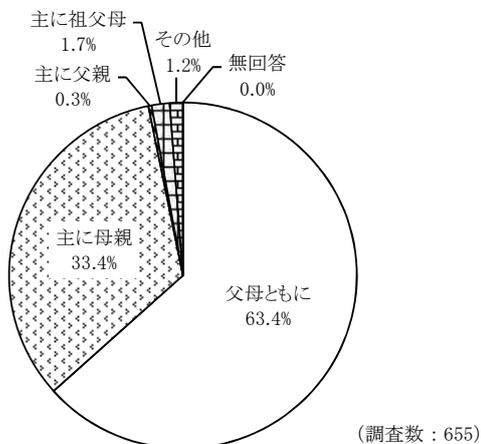


【小学生児童】（単一回答）

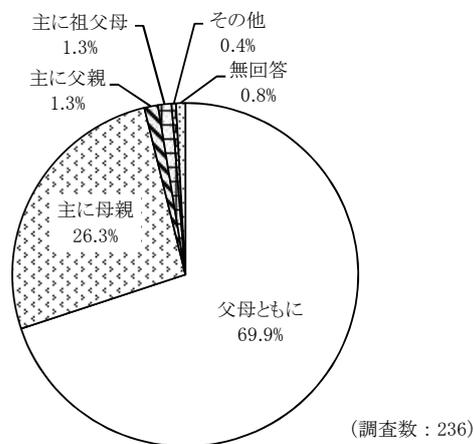


前回平成30年調査結果

【就学前児童】（単一回答）



【小学生児童】（単一回答）



現状

就学前児童では、子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が71.3%と最も多く、次いで「主に母親」が26.4%、「主に父親」及び「主に祖父母」が0.7%となっている。

小学生児童では、子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が71.0%と最も多く、次いで「主に母親」が26.2%、「主に父親」が1.0%、「主に祖父母」が0.3%となっている。

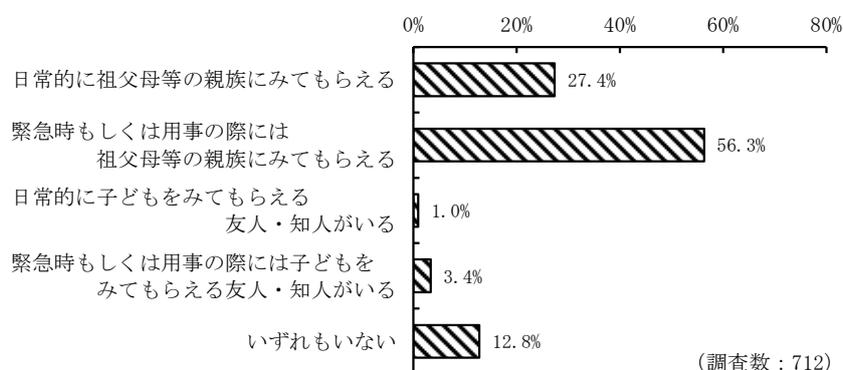
比較

前回平成30年調査の就学前児童では、「父母ともに」が63.4%、「主に母親」が33.4%となっており、「主に母親」の比率が減り、「父母ともに」の割合が上昇している。

小学生児童では、「父母ともに」が69.9%、「主に母親」が26.3%となっており、ほぼ前回調査と同じ割合となっている。

(2) 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況

【就学前児童】（複数回答）



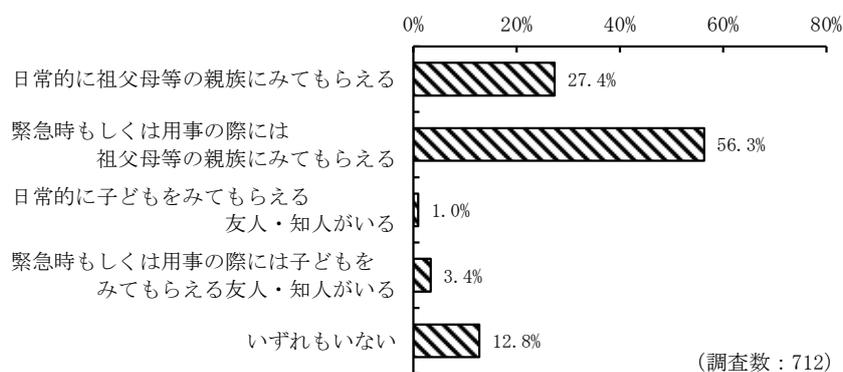
現状

就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.3%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.4%となっており、子どもの預かりなど、必要に応じて保護者の養育力を補完してもらえることがうかがえる。
一方、「いずれもない」という回答も12.8%あった。

比較

前回平成30年調査では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.6%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.3%となっており、ほぼ前回調査と同じ割合となっている。

【小学生児童】（複数回答）



現状

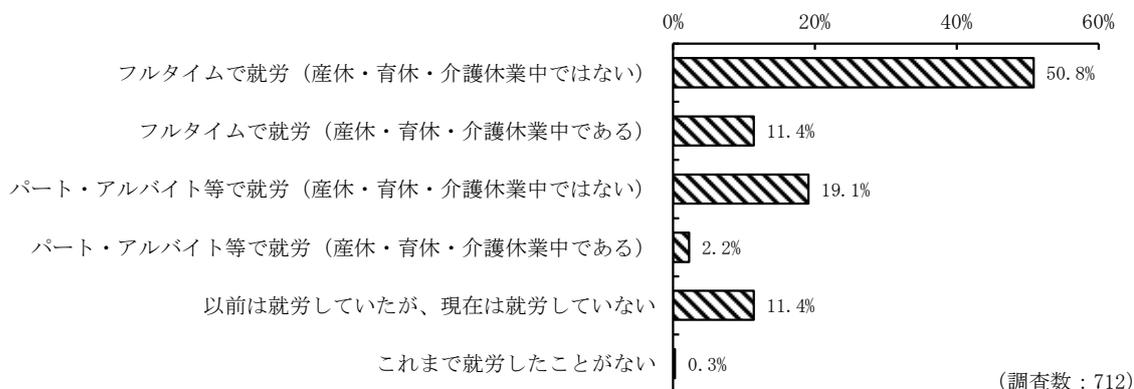
小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が45.8%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が28.7%となっており、子どもの預かりなど、必要に応じて保護者の養育力を補完してもらえることがうかがえる。
一方、「いずれもない」という回答も10.8%あった。

比較

前回平成30年調査では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が46.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が37.7%となっており、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭の割合は減少している。

(3) 母親の就労状況

【就学前児童】（単一回答）



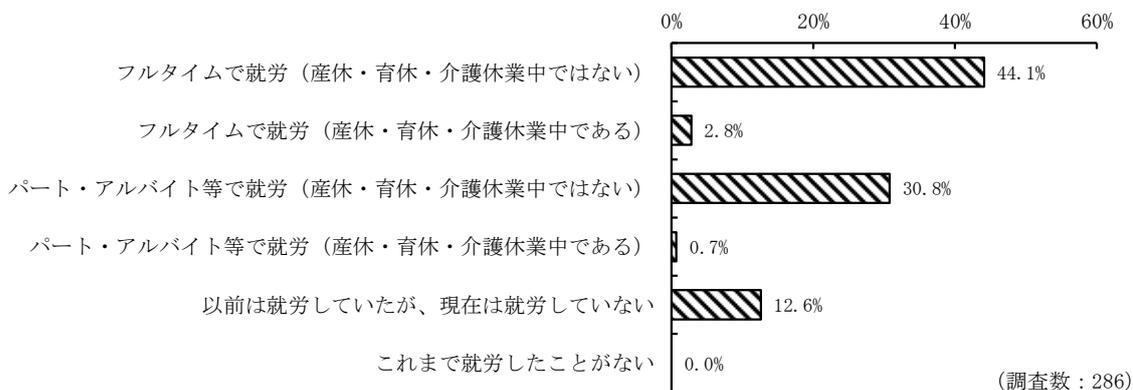
現状

就学前児童の母親では、「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が50.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が19.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が11.4%となっている。

比較

前回平成30年の調査では、「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が43.0%であり、母親のフルタイムの就労率は7.8ポイント上昇している。

【小学生児童】（単一回答）



現状

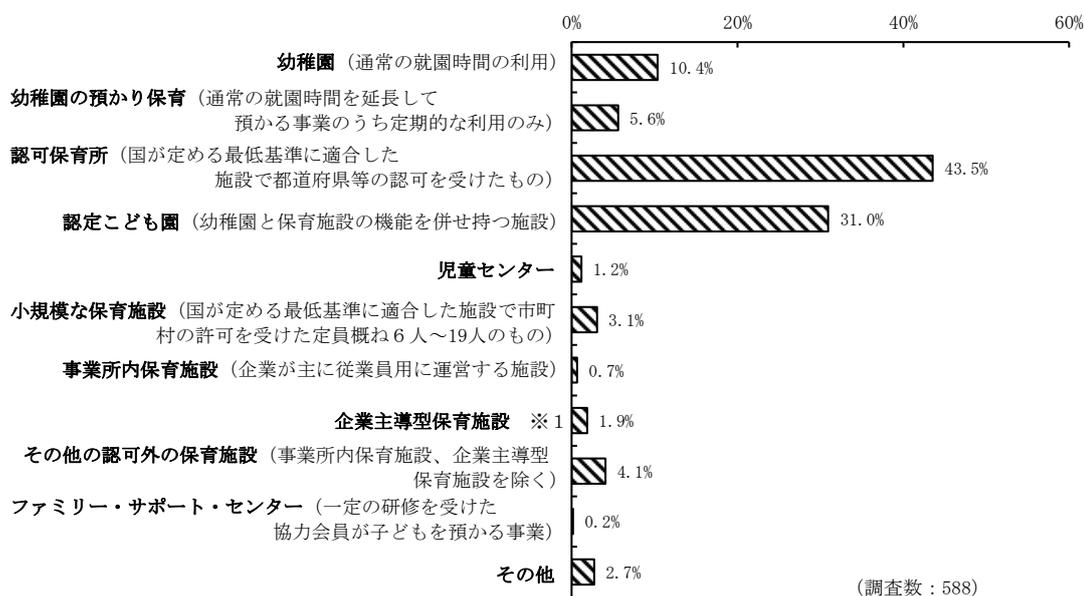
小学生児童の母親では、「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が44.1%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が30.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.6%となっている。

比較

前回平成30年の調査では、「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が45.5%、「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が33.3%であり、母親の就労率は下降している。

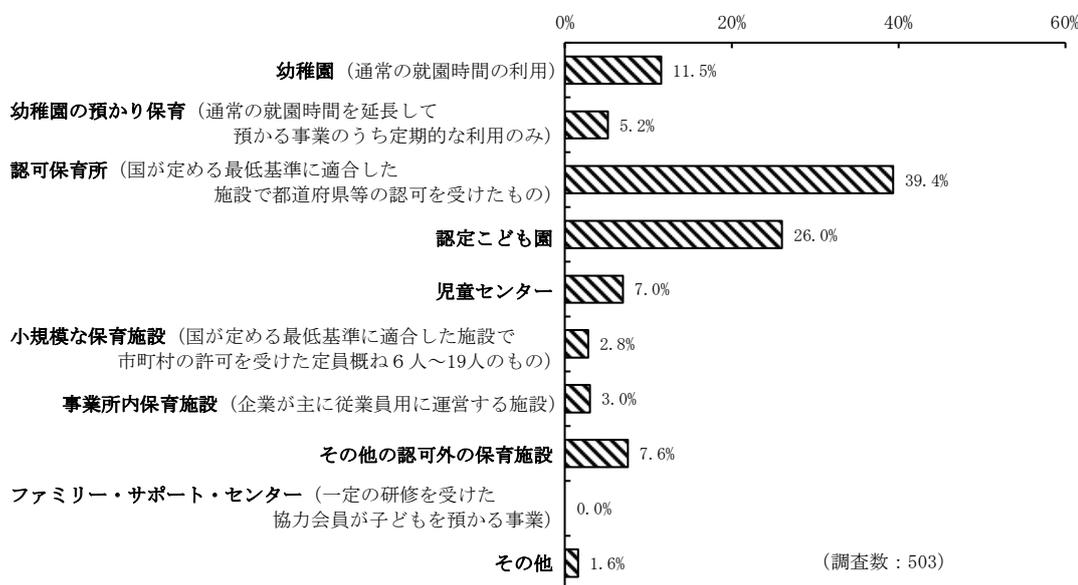
(4) 平日どのような幼児教育・保育の事業を利用しているか（年間、定期的に）

【就学前児童】（複数回答）



※1 企業が主に設置する、従業員の子どもを保育する認可外保育施設として位置づけられる国の助成金で運営している施設（施設によっては、地域枠の設置あり）

前回平成30年調査結果
【就学前児童】（複数回答）



現状

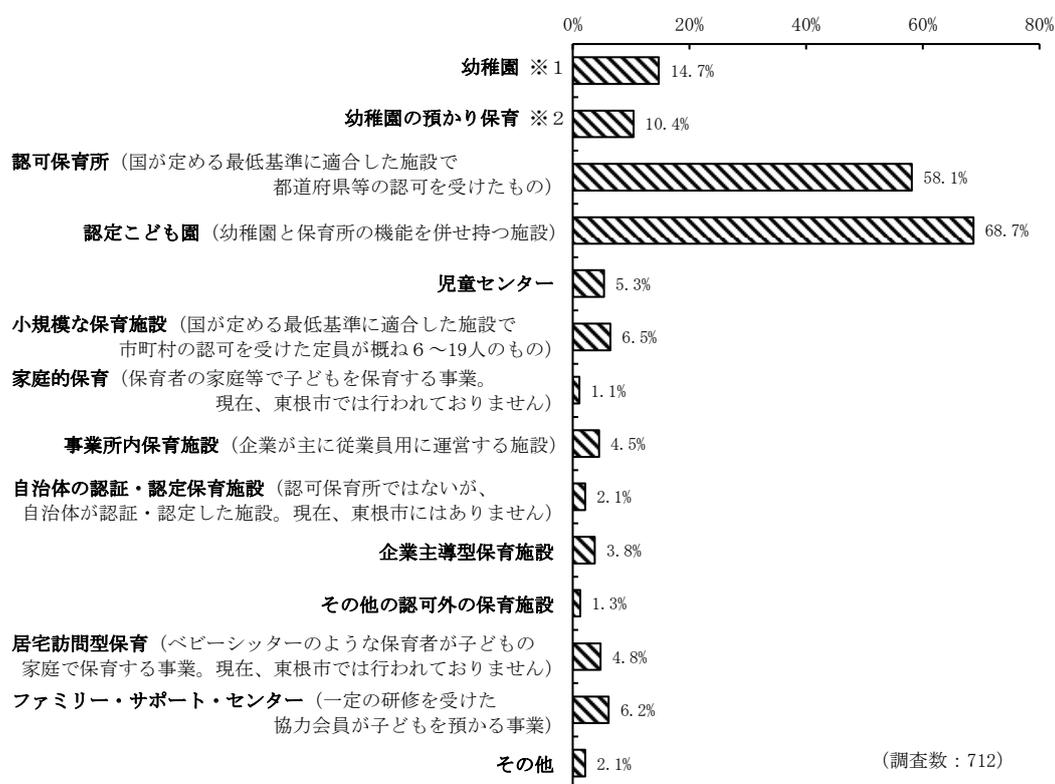
現在利用している幼児教育・保育事業では、「認可保育所」が43.5%と最も多く、次いで「認定こども園」が31.0%となっている。

比較

前回平成30年調査との比較では、幼稚園、児童センター、認可外保育施設の利用が減少し、認可保育所、認定こども園の利用が増加している。

(5) 平日の幼児教育・保育事業として今後定期的に利用したいもの

【就学前児童】（複数回答）



- ※1 通常の就園時間の利用。市内幼稚園は令和6年度から認定こども園へ移行予定のため、市内幼稚園を希望する場合は「4. 認定こども園」を選択してください。
- ※2 通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。市内幼稚園は令和6年度から認定こども園へ移行予定のため、市内幼稚園を希望する場合は「4. 認定こども園」を選択してください。

現状

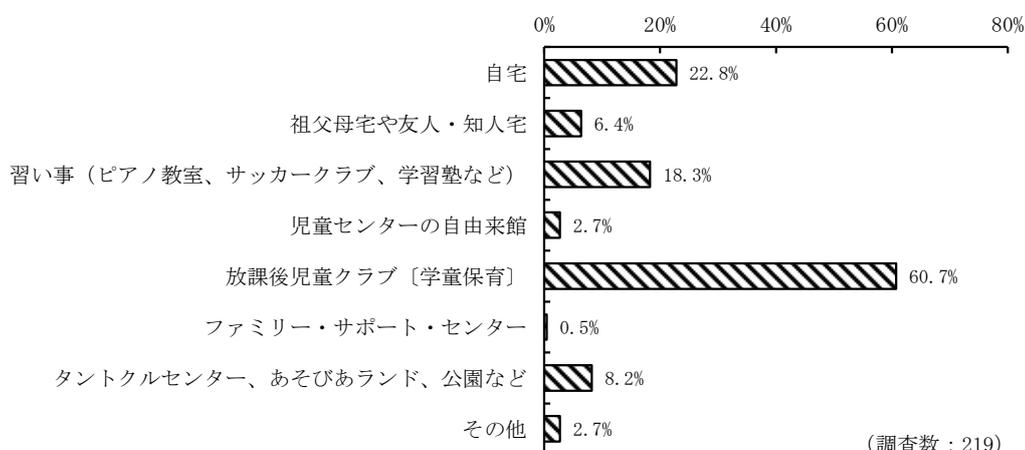
今後定期的に利用したい幼児教育・保育事業では、「認定こども園（通常の就園時間の利用）」が68.7%と最も多く、次いで「認可保育所」が58.1%、「幼稚園」が14.7%となっている。

比較

前回平成30年調査では、「認可保育所」が61.4%と最も多く、次いで「認定こども園」が49.9%、「幼稚園」が32.5%となっており、「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」への利用希望が増加し、認定保育所、幼稚園への利用希望は減少している。

(6) 放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか【就学前児童】

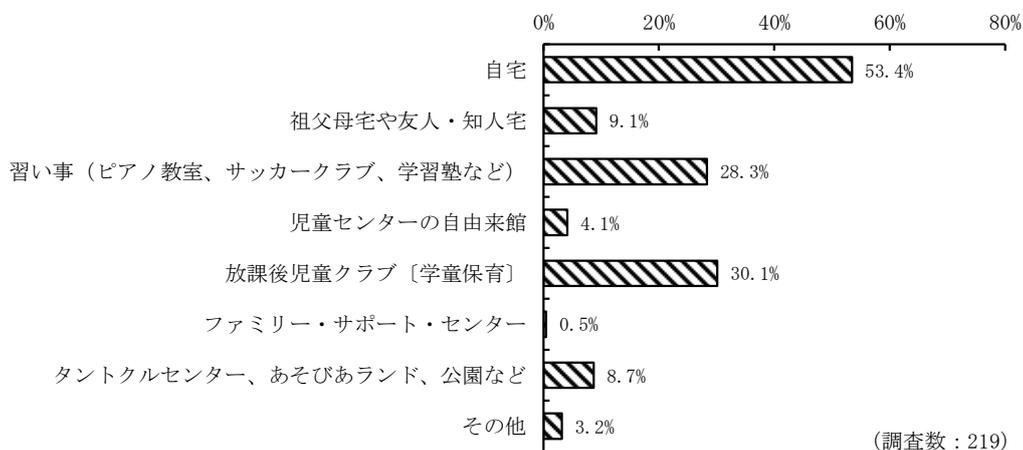
【小学校低学年（1～3年）の過ごし方】（複数回答）



現状

就学前児童が小学校低学年（1～3年）になったとき、放課後の時間を過ごさせたい場所では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が60.7%と最も多く、次いで「自宅」が22.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が18.3%の順となっている。

【小学校高学年（4～6年）の過ごし方】（複数回答）

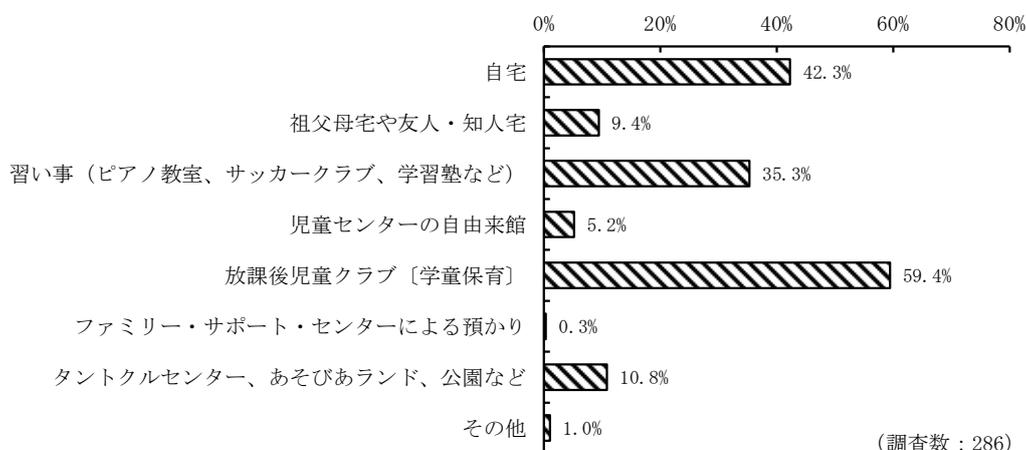


現状

就学前児童が小学校高学年（4～6年）になったとき、放課後の時間を過ごさせたい場所では、「自宅」が53.4%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が30.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が28.3%の順となっている。

(7) 放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか【小学生児童】

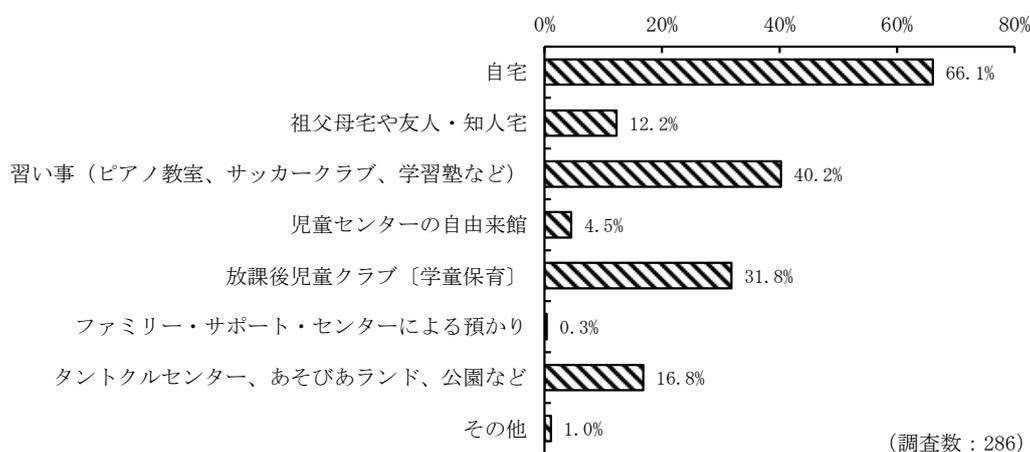
【小学校低学年（1～3年）の過ごし方】（複数回答）



現状

小学生児童が小学校低学年（1～3年）になったとき、放課後を過ごさせたい場所では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が59.4%と最も多く、次いで「自宅」が42.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が35.3%の順となっている。

【小学校高学年（4～6年）の過ごし方】（複数回答）

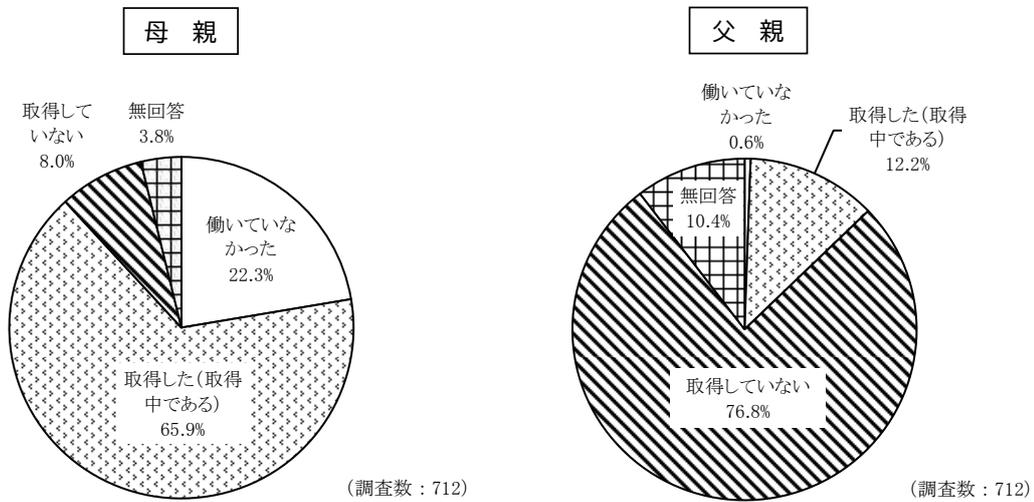


現状

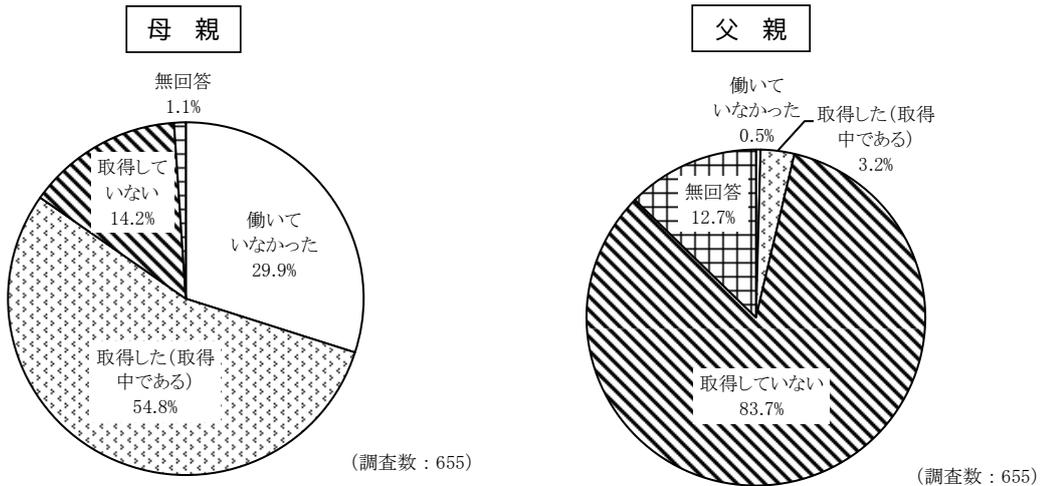
小学生児童が小学校高学年（4～6年）になったとき、放課後を過ごさせたい場所では、「自宅」が66.1%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.2%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が31.8%の順となっている。

(8) 育児休業の取得状況

【就学前児童】(単一回答)



前回平成30年調査結果
【就学前児童】(単一回答)



現状

母親の育児休業取得状況では、「取得した(取得中である)」が65.9%、「取得していない」が8.0%となっている。父親の育児休業取得状況では、「取得した(取得中である)」が12.2%、「取得していない」が76.8%となっている。

母親の取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が24.6%で最も多く、次いで「その他」が22.8%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が17.5%、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が15.8%の順となっている。

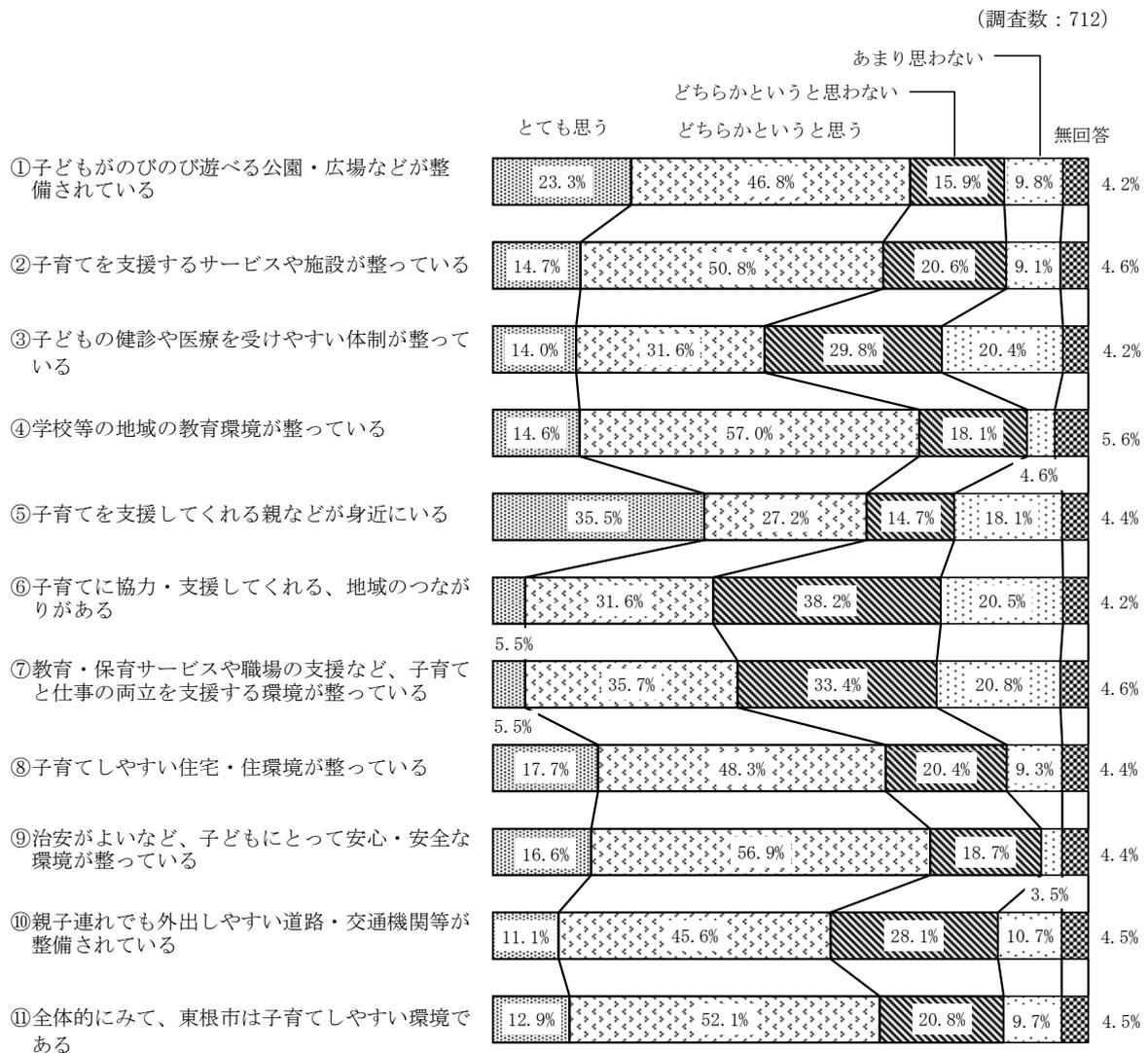
父親の取得していない理由では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が45.9%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が41.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が38.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が37.5%の順となっている。

比較

前回平成30年調査との比較では、母親の育児休業取得率は11.1ポイント増加、父親の育児休業取得率は9.0ポイント増加となり、それぞれ取得率が上昇している。

(9) 東根市での現在の子育て環境について、どのように感じているか

【就学前児童】(各項目単一回答)



現状

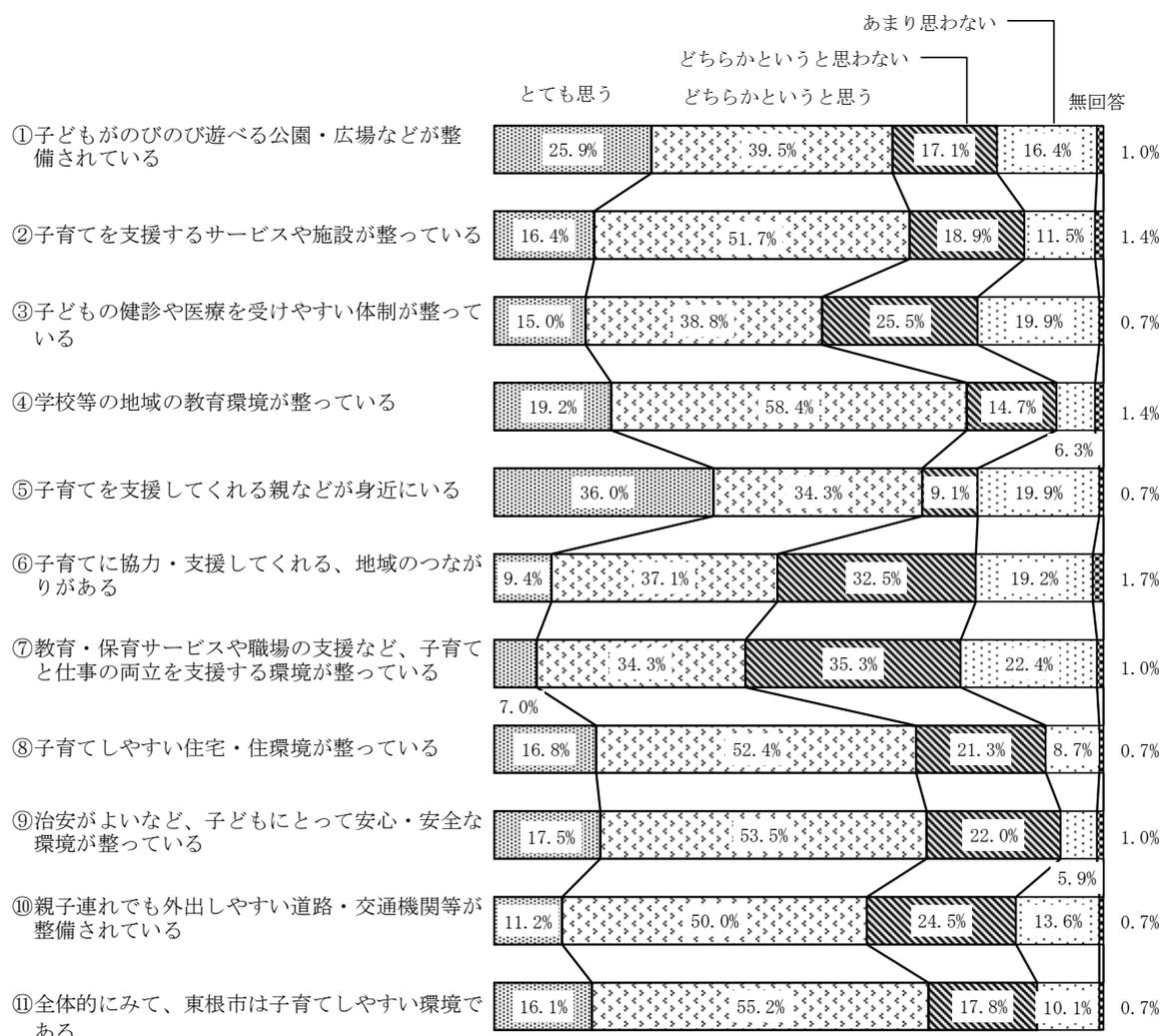
就学前児童では、東根市での現在の子育て環境についてどのように感じているかを、項目ごとに「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合で比較してみると、「⑨治安がよいなど、子どもにとって安心・安全な環境が整っている」が73.5%で最も多く、次いで「④学校等の地域の教育環境が整っている」が71.6%、「①子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が70.1%の順となっている。

「⑪全体的に見て、東根市は子育てしやすい環境である」との問いに対しては、「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は65.0%となった。

一方「あまり思わない」と「どちらかというと思わない」を合わせた割合が比較的多い項目は、「⑥子育てに協力・支援してくれる、地域のつながりがある」が58.7%、「⑦教育・保育サービスや職場の支援など、子育てと仕事の両立を支援する環境が整っている」が54.2%となっている。

【小学生児童】（各項目単一回答）

（調査数：286）



現状

小学生児童では、東根市での現在の子育て環境についてどのように感じるかを、項目ごとに「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合で比較してみると、「④学校等の地域の教育環境が整っている」が77.6%で最も多く、次いで「⑨治安がよいなど、子どもにとって安心・安全な環境が整っている」が71.0%、「⑤子育てを支援してくれる親などが身近にいる」が70.3%の順となっている。

「⑪全体的に見て、東根市は子育てしやすい環境である」との問いに対しては、「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は71.3%となった。

一方「あまり思わない」と「どちらかというと思わない」を合わせた割合が比較的多い項目は、「⑦教育・保育サービスや職場の支援など、子育てと仕事の両立を支援する環境が整っている」が57.7%、「⑥子育てに協力・支援してくれる、地域のつながりがある」が51.7%となっている。

第三期東根市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行 東根市 健康福祉部 こども家庭課 保育係

〒999-3796 山形県東根市中央一丁目5番1号

さくらんぼタントフルセンター内

TEL 0237-43-1155 内線 131



植物性インキを使用しています